

# 上代帰化人考(承前)

横山七郎

## 序 説

帰化人が、わが国文運の開發に貢献し、工芸の發達に寄与した  
ということは、既に縷々を要しないところであるが、その子孫  
が、それぞれ、或いは氏を賜わり、或は土地を給せられて、集団  
的に諸國に配住し、各々世襲的に、その祖宗の本職とするところ  
を繼承し、いわゆる箕裘の業を嗣いで、苟くも、その職の貴賤を  
誤わず、隱に陽に、彼等が邦家文化の建設發展に、努力奉仕した  
ために、茲に、わが國の政治・經濟・産業・工芸・學術・宗教・  
社会福祉等の、凡ゆる國家經營上の諸機構・諸施設が、漸次に進  
運の徴を示すに至り、文化革新への維新的な光明となった……と  
いう点に關して、今さらながら、帰化人の功績の偉大性に、畏敬  
の念を抱く次第である。

上代における日本と中国とは、文野の差が甚だしかった。即  
ち、日本人は「朴夷」を尚び、中国人は「文飾」を重んじた。日  
本の家は、白木造りの質素なものなのに反し、中国の建物は、  
燦として人の目を眩ます程であった。茲に、自然的に両者の交渉  
が誘起され、交通が開けて来たのである。そして、大陸民族は、  
韓半島を経て日本に移住し、中国の文化も、このコースを辿っ  
て、日本に波及した。かの後漢の班固が著わした、中国正史の  
「前漢書」も、その地理志の中で、

渠浪海中、有倭國。分爲百余國。以歲時來獻見……云々。  
といっている。この班固は、後漢第四代和帝の永元四年に、六十  
一才で獄死している。その年は、わが景行帝の二十二年で、西紀  
九二年に當るのである。

さて、わが國と大陸間との交通が開けてからは、韓半島や中国  
からの帰化人が多く、その子孫も、それぞれ繁榮して、冶工・織  
工・醸工など、種々の文化的技術を伝えたので、わが國民の生活  
レベルも次第に向上し、藁屋根の住宅も、屋上に瓦を載せるよう  
になり、家の周囲には、石垣を築いたりするようになった。  
かくて、わが日本民族の上に、漢様(からよう)の文化を織りな  
すに至ったのである。

帰化人の中には、中国風の、うるわしい綾織(あやおり)の技  
に優れた者も多かった。漢人をアヤビトと称した所以であり、同  
様に秦人の秦をハタと訓むのも、機(ハタ)人という意から出た  
のである。

即ち、これら帰化人が齎らした文化から徴するに、蓋し、韓半  
島では百濟・中国では秦漢二氏が、それぞれの代表的なものとい  
えよう。即ち、主として秦人・漢人らの帰化人が、養蚕・織絹に  
従事してから、この方面の文化開發に、一新生面が開かれ、目ざ  
ましい發達をなした結果、日本の産業文化を建設・振興させ、日  
本の國民生活を向上させたのである。応神帝の二十年(二八九)  
に、阿知使主父子が、漢人の大集團を率い、万里の波濤を克服し

て、大挙、わが日本に移住・帰化したのは、東方に聖主ありと聞き、その国土に憧憬れたから：ともいえるが、他面、わが朝廷が、進んだ大陸文化を吸収すべく、いわゆる「芸に秀でた」秦・漢人の来帰を誘導・歓迎した：にも依るのである。

その後、仁徳帝の代に、呉の国から朝貢があり、雄略帝の代にも、呉国への使者は、二度も遣わされて、漢織（アヤハトリ）・呉織（クレハトリ）の職人を招聘したというが、このアヤハトリは、アヤ機織（ハタオリ）の約であり、クレハトリは、クレ機織の約であることは、申すまでもない。

本稿は、前者「上代帰化人考」の統篇として書いたものである。それで、特に本稿執筆の目標とか、心構えとかなどに就いては、前者の序論に述べておいたから、今回は省略する。

1 第十六代仁徳天皇時代

一、呉王の裔に賜地

新撰姓氏録の第二十八巻に、

茨田勝（まんだのまさ）は、呉国王「孫皓」の後、オホカムキキミの後なり。オホサキノスメラミコト（諡は仁徳）のみ世、居地を茨田邑（まんだむら）に賜へり。因つて茨田勝となす。

とあるが、この事は記紀には見えず、ただ姓氏録に記されているのみである。

(1) 河内の国諸蕃・漢（もろこし）の条。

(2) 茨田勝、呉国王孫皓之後、意富加牟根君之後也。大饒鸕天皇（諡仁徳）御世、賜居地於茨田邑。因爲茨田勝。

二、秦民を諸郡に分置

これまた新撰姓氏録の第二十一巻に、太秦（ウツマサ）公宿稱の解説として見えているが、それに依ると、秦の始皇帝十世の孫、孝武王の後である功満王は、わが仲哀八年（一九九）に来朝し、その子の融通王は、応神十四年（二一四）に来朝し、百二十七県の百姓を率いて帰化し、金銀玉帛等の物を献じた：とあり、次いで仁徳の世に及んでは、嘗て帰化した百二十七県の秦民を以て諸郡に分置し、即ち蚕を養ひ、絹を織り、これを貢せしめたのである。

かくて、天皇が詔していわれるには、「秦王から献上せられた絲綿・絹帛を、わたしが着用して見ますのに、肌ざわりもやわらかで、而も肌に温かです」と仰せられ、秦氏に姓を「波多公」と賜わったのである。

(1) 左京諸藩の上・漢の条。

(2) 拙著「上代帰化人考」第十四代仲哀天皇時代・一、功満王が帰化して、珍宝蚕種献上：の項、並びにその注(1)・(2)。

(3) ともに参照。

(4) 年代の記載はない。

大饒鸕天皇（諡仁徳）御世、以百二十七県秦民、分置諸郡。即使養蚕織絹貢之。天皇詔曰、秦王所献絲綿絹帛、朕服用柔軟温煖肌膚、ハアレ（朕）キルニ（服用）、ヤワラカニシテ（柔軟）、ハダニ（肌膚）アタタカシ（温煖）ト。ハ賜姓波多公。

この事は即ち、応神天皇の代に来帰した秦氏を、仁徳天皇が各地に分置し、養蚕・織絹の業を拡充・普及せしめたものであって、従来は、専ら一定の地域においてのみ、この業に従わせていたものようである。なお、秦氏が、姓を「波多公」と賜わった事に就いては、大日本史（食貨九）にも、同様の記事が見えている。

この秦氏が、養蚕の事を掌り、絹帛を貢献したことは、この後、第二十一代雄略天皇時代の日本書紀や、新撰姓氏録にも記されている。

要するに、仁徳ののち四代を経て、雄略の時代に入ると、右の秦氏一族は分散してしまつて、他の族氏に併呑せられ、殆んど絶えようとしていた状態であつたので、天皇は、秦の酒公の請を容れ、これを統一して、朝廷のために、専ら養蚕・織絹の業に従わせるようにしたのである。この時、括出した秦氏は、姓氏録に依ると、一万八千六百七十人であつたというから、その種族が、いかに多かつたかを知るに足るのである。この辺の消息は、姓氏録第二十五卷に詳しいので、原文を記して参考に資しよう。

(1) 大日本史(食貨九)では「波陀公」となっている。

(2) 秦氏祖 普率秦民織絹進献。帝嘉其輕煖適体膚、賜姓波陀公。子孫相繼貢納、以充御服。

(3) 十五年(雄略)、秦民分散、巨連等各隨欲驅使、勿委秦造。由是、秦造酒、基以為愛、而仕於天皇。天皇、愛寵之。詔聚秦民、賜於秦酒公。公、仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹練、充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。

(3)の二 禹豆麻佐(ウツマサ)とは、秦の酒公が、秦の民衆に命じて造らせた絹布の類が、朝廷に、どうぞ高く盛り上がりまさつたので、「ウツモリマサ」と呼び、それを略してウツマサと云つたのである。

(4) 太秦公宿称の解説の後半の文。(次に示しておく)

秦公酒、大泊瀬幼武天皇(諡雄略)御世、絲綿絹帛、悉積如岳。天皇嘉之、賜号曰禹都万佐。

(5) 山城の国諸蕃・漢の条。頭初の「秦忌寸」の項。

(6) 太秦公宿称同祖。秦始皇帝之後也。物智王・弓月王、養田天皇(諡応神)十四年、来朝上表。更帰国、率百二十七果狛姓婦化、並献金銀玉帛・種々宝物等。天皇嘉之。賜大和・朝津間腋

上地(あさつまのわきかみのところ)居之焉。

男真徳王・次普洞王(古記曰、浦東君)、大鷦鷯天皇(諡仁徳)御世、賜姓曰波陀(はた)。今、秦字之訓也。次雲師王・次武良王。普洞王男、秦公酒、大泊瀬稚武天皇(諡雄略)御世、御(申す)普洞王時、秦氏摠被却略。今見在者、十不存一。請遣勅使檢括招集。天皇、遣使、小予部雷(ちいさこべのいかつち)、率大隅阿多牟人等、搜括鳩集、得秦氏九十二部、一万八千六百七十人。遂賜於酒。爰率秦氏、養蚕織絹、盛饗詔闕貢進。如丘如山、積蕃朝廷。天皇嘉之、特降寵命、賜号曰禹都万佐。是盈積、有利益之義。役諸秦氏、構八丈大藏於官側、納其貢物。故名其地、曰「長谷朝倉宮」(はつせあさくらのみや)。是時、始置大藏官員、以酒為長官。

秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事。別為數腹。天平二十年(七四八)、在京畿者、或改賜「伊美吉」(いみき)姓也。

### 三、蚕業の拡充

古事記下巻・仁徳天皇の条に、

ここに口子(くちこ)の臣、またその妹口比売、またヌリノミ三人議(はか)りて、天皇に奏さしめけらく、大后(おおきさきリ皇后)幸行(いでま)せる故は、ヌリノミが養ふ虫、一度は旬(ふ)虫になり、一度は穀(かいこ)になり、一度は飛ぶ虫になり、三色に変わる奇しき虫あり。この虫を看行(みそな)はしに入り座せるにこそ……云々。

とあり、また、新撰姓氏録の第二十二卷に、

百濟の国ヌリノオミの後なり。ホンダノスメラミコト(諡は応神)のみ世、婦化せり。……オケノスメラミコト(諡は顯宗)のみ世、蚕織(こがいし、はたおり)して、純絹の類を献ず。仍つて調首(つぎのおおと)の姓を賜ふ。

とあるが、要するに、記にいうヌリノミは、姓氏録にいう百濟の

帰化人ヌリノオミの事であつて、その子孫は蚕織の業に長じ、のちの第二十三代顕宗帝の世には、純(つむぎ)絹を献上して、調首の姓を賜つたのである。結局、わが国における織絹・養蚕の業は、仁徳帝以来、絹帛が服料として専ら用いられ、而もその調貢を褒賞したことに依つて、さらに盛隆を来たしたといえよう。

(1) 於是口子臣、亦其妹口比亮、及奴理能美、三人讓而令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度為蠶虫、一度為蛾、一度為飛虫、有麥三色之奇虫。看行此虫而入坐耳。

(2) その原文は奴理能美。姓氏録の奴理使主と、恐らくは同じ人であらう。

(3) 蚕のこと。

(4) 繭のこと。

(5) 蛾のこと。

(6) 左京諸蕃下・百濟の条・調連(つぎのむらじ)の項。

(7) 百濟國、奴理使主之後也。菅田天皇(諱應神)御世帰化。…

億計天皇(諱顯宗)御世、蠶織、獻純絹之類。仍賜調首姓。

#### 四、新羅の調貢

仁徳帝の五十三年(三六五)、新羅が朝貢を闕いたので、朝廷では、上毛野(かみつけぬ)の君の祖の竹葉瀬(たかはせ)を新羅に遣わして、その調貢を詰問させるべく出立させたのであるが、竹葉瀬は、その途中で、祥瑞の獸といわれる「白鹿」を獲たので、一応引返して、これを天皇に献上し、さらに目を改めて出掛けた。帝は、竹葉瀬のみでは心もとなく思召されたらしく、やがてまた、竹葉瀬の弟の田道に命じ、精兵を授けて新羅征討に赴かせた。新羅も兵を起してこれを防ぎ、なかなか強力な抵抗ではあつたが、新羅の軍卒の一人が、誤つて營外にさ迷ひ出たので、これを捕えて、田道の方では、敵陣の消息を白状させたので、新羅軍を潰滅させ、四邑の人民を捕虜として帰朝した。而して、この

捕虜となつて来た者たちは、いずれも帰化人としての待遇を受けたのである。

なお、新羅の調貢を責めた史実に關しては、日本書紀の(1)記事と日本紀略の(2)記述と、殆んど同一といつてもよい程である。

(1) 卷第十一・仁徳帝五十三年の条。

(2) 五十三年、新羅不朝貢。夏五月、遣上毛野君祖竹葉瀬、令問其調貢。是道路之間、獲白鹿。乃還之獻于天皇、更改日而行。俄且、重遣竹葉瀬之弟田道、則詔之曰、若新羅距者、拳兵擊之。仍授精兵。

新羅、起兵而距之。爰新羅人、日々挑戰。田道、固壘而不出。

時新羅軍卒一人、有放于營外。則掠俘之。因問消息。對曰、有強力者、曰百衡。輕捷猛幹。每為軍右前鋒。故伺之擊左則敗也。

時新羅、空左備右。於是田道、連精騎擊其左。新羅軍潰之。因縱兵乘之、殺數百人。即虜四邑之民、以歸焉。

(3) 前篇五の條。

(4) 乙丑五十三年、新羅不朝貢。夏五月、遣上毛野君祖竹葉瀬、令問其調貢。道路之間、獲白鹿。乃還獻于天皇、更改日行。俄、重遣竹葉瀬之弟田道、詔曰、若新羅距者、拳兵擊之。仍授精兵。新羅、起兵距之。爰田道、連精騎擊其左。新羅軍潰。殺數百人、虜四邑之人民、以歸。

#### 2 第十七代履中天皇時代

##### 一、藏官の任命

古事記下卷・履中帝の條に、

(1) もと難波の宮に坐しし時、大嘗(おおにえ)に坐して、豊の明り(宮中での会宴)せず時に、大御酒(おおみき)にうらげ(面白くなつて心が浮き立つ・酒に酔う)て、大御寝まじき。ここにそのみ弟(皇弟)墨の江の中つ王(みか)天皇を取りまつらんと(殺そうと)して、大殿(皇居)に火を著けたり

ここに、倭の漢の直(あたえ)の祖、阿知の直、(ひそかに天皇を)盗み出でて、み馬に乗せまつりて、倭に幸いで(御遷幸)まさしめき。かれ(かくて)(大和の国の)多理比野(たじひぬ)に到りまして、(天皇は、お酒の酔いが)寤めまして、「ここは何処ぞ」と詔りたまひき。かれ阿知の直白さく(御弟君の)墨の江の中つ王、大殿に火を著けたまへり。かれ率てまつりて、倭に逃げゆくなり。とまをしき。云々。天皇ここに(乱が平いだのち)、阿知の直を始めて、蔵官(くらのつかさ)に任したまひ、また粮地(たどころ田)をも給ひき。

また書紀では、履中六年正月九日の項に、蔵官任命の事があるが、阿知の直に、粮地を賜わったという記事は出ていない。さらに古語拾遺を見ると、

のちの磐余稚桜(いわれわかざくら)の朝(履中帝時代)に至って、三韓の貢獻、世を突ねて絶ゆること無かりしかば、齋蔵(いみくら)祭祀用の神物を納めておく倉庫)の傍らに、さらに内の蔵(官物収納庫)を建てて、官物を分ち収む。仍って、阿知使主(あちのおみ)と、百濟の博士王仁(わに)とをして、その出納を記さしめ、始めて更に「蔵部(くらひとべ)を定む。

とある。さらに、扶桑略記第二・履中天皇の条に、阿智の直、始めて大蔵の官に任ぜらる。今の大蔵氏の祖これなり。この時、始めて蔵の官を建つ。とあり、また、同じく履中六年乙巳・正月戊子(六日)の日の項に、

幡梭(はたひ)の皇女を以て、立てて皇后となしたまふ。これ仁徳天皇の女なり。官の蔵、並びに諸(もろもろ)の國蔵

を建つ。

とある。

さて、古事記にいう阿知の直と、古語拾遺にいう阿知使主とが、同一人であることは、応神紀二十年、秋九月の項に依って明らかである。また、略記に、「もろもろの國蔵を建つ」とあるのは、蓋し、蔵部のことをいっただものである。

はじめ齋蔵のみで、これに神物・官物を、共に収納せしめていた事は、旧事本紀や古語拾遺に、殆んど同文で見えており、記紀にこそ、この記録はないが、要するに「祭政一致」の國体なることを表明しているのである。

即ち、当時、神と天皇とは同殿共床であり、その財経方面には、何らの区別がなかったのであって、第十代崇神帝の六年(B C九二)に至り、神と帝との同殿共床を分離し、その財経方面をも、はじめて区別した事は、紀に明らかである。これを換言すれば、この時代においては、神への奉獻は、即ちこれ、天皇への一種の納税であったのである。

なお、履中帝の世に「内の蔵」を置いた事と、「蔵職(くらのつかさ)・蔵部(くらひとべ)」を定めた事とは、以上の書紀や古語拾遺に記された時を始めとする。序でながら、蔵職というのは大蔵の官で、財務を掌る職なのである。

(1) 本坐難波宮之時、坐大嘗而為豊明之時、於大御酒宇良宜而大御覆也。尔其弟墨江中王、欲取天皇、以火著大殿。

於是、倭漢直之祖、阿知直、盗出而乘御馬、令幸於倭。故到于多理比野、而暗詔此間者何処。尔阿知直白、墨江中王、火著大殿。故率逃於倭。云々。

天皇、於是以阿知直、始任蔵官、亦給粮地。

(2) 六年春正月癸未朔、戊子(六日)、立草香幡梭皇女為皇后。辛卯(九日)、始建蔵職。因定蔵部。

(3) 至於後磐余稚椋朝、三韓貢獻、奕世無絶、齋藏之傍、更建内藏、分收官物。仍令阿知使主与百濟博士王仁、記其出納、始更定藏部。

(4) 阿智直、始任大藏官。今大藏氏之祖是也。此時、始建藏官。

(5) 以櫛樓皇女、立為皇后。是仁德天皇之女也。建官藏並諸国藏。

(6) 二十年秋九月、倭漢直祖(やまとのあやのあたえのおや)阿知使主・其子都加使主、並率已之党類十七具、而來痛焉。

(7) 卷七・天皇本紀・神武元年正月の項。

復当斯之時、帝与神其際未遠。同殿共床、以此為恒。故神物官物、亦未分別矣。復宮内立藏、号曰齋藏。令齋部氏永任其職。

(8) 当此之時、帝之与神、其際未遠。同殿共床、以此為常。故神物、官物、亦未分別。宮内立藏、号齋藏、令齋部氏永任其職。

(9) 五年、国内多疾疫、民有死亡者、且大半矣。

六年、百姓流離、或有背叛。其勢、難以徳治之。是以農賈夕惕、請罪神祇。先是、天照大神・倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢、共住不安。故以天照大神、託豐鋤入姫命、祭於倭笠籬邑。仍立磯城神籬。(神籬、此云比賣呂岐)亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命使祭。然淳名城入姫命、髮落体瘦而不能祭。

(10) (2) および (3) 参照。

横山七郎

二、書記を置く

履中帝の時に、諸国に国史(ふみひとふびと史)、即ち、

書記の職が置かれたが、その職に当たった者は、主として韓人・漢人の子孫であった。されば後年、隋・唐等との往来・交渉が頻繁になつてから、かの地に派遣された留学僧・留学生らの殆んどすべては、これら帰化人の子孫である。

(1) 紀の履中帝四年・秋八月・辛卯朔・戊戌(八日)の項。始之於諸国置国史。記言事達四方志。

3 第二十一代雄略天皇時代

一、諸技工を遷す

紀の卷第十四・雄略帝七年の條に、

百濟が獻ずるところの手末の才伎をして、倭の国吾礪(あと)の広津の邑に安置せしむ。而るに病みて死する者衆し。(広津、これをば比盧岐頭という)これに由つて天皇、大伴の大連、室屋に詔して、東漢直・掬(つか)に命せて、新漢(いまきのあや)の陶部(すえつくりべ)・高貴、鞍部(くらつくりべ)・堅貴、画部(えかきべ)・因斯羅我、錦部(にしごりべ)・定安那錦(ちやうあんなこん)、訳語・卯安那(りやうあんな)等を以て、上つ桃原、下つ桃原、真神の原の三所に遷し居らしむ。(或る本にいう、吉備の臣、弟君、百濟より遷りて、漢の手人部、衣縫部、穴人部を獻ると)

とある。即ち、雄略帝の七年(四六三)に、百濟から献上して来たタナスエのテビト(雑工)たちを、最初は、倭の国の吾礪の広津の邑に往居させたが、病気で死ぬ者が甚だ多かったので、東漢直の掬に命じて、これらの新たに入国した漢人(あやひと)たち、即ち、陶器を作る職人、鞍を作る工人、画師、錦綾を織る者、さては通訳などを、別な土地三か所に遷し置いたのである。

(1) 令百濟所獻手末才伎、安置於倭国吾礪広津邑。而病死者衆。

(広津、此云比盧岐頭)由是天皇、詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴、鞍部堅貴、画部因斯羅我、錦部定安那錦、訳語卯安那等、遷居于上桃原、下桃原、真神原三所。(或本云、吉備臣、弟君、還言百濟、獻漢手人部、衣縫部、穴人部)

(2) 朝鮮・中国風の料理人の嚆矢。

二、織女の来帰

同じく紀の雄略帝十四年の条に、

春正月丙寅の朔、戊寅(十三日)、身狭の村主(すくり)・青ら、吳の國の使と共に、吳の献れる手末の才伎、漢織(あやはとり)、吳織(くれはとり)、及び衣縫(きぬぬい)の兄媛(えひめ)、弟媛(おとひめ)らを將て、住吉(すみのえ)の津に泊まる。この月、吳の客(まらひと)の道をつくりて、磯齒津(しはつ)の路に通はして、吳坂と名づく。

三月、臣・連に命せて、吳の使を迎へて、即ち、吳人を檜の隈野(くまのぬ)に安置らしむ。因つて吳原と名づく。衣縫の兄媛を以て、大三輪の神に奉り、弟媛を以て、漢の衣縫部となす。

漢織・吳織・衣縫は、これ、飛鳥(あすか)の衣縫部、伊勢の衣縫らが先(とおつおや)なり。

とあるが、さきに応神帝の代に、阿知使主を吳に遣わして、織縫工女を求めたことがあり、この当時、如何に織絹・縫工の事に留意せられていたかを、窺い知り得るのである。

(1) 春正月丙寅朔戊寅、身狭村主曹等、共吳国使、得吳所献手末才伎、漢織、吳織、及衣縫兄媛、弟媛等、泊於住吉津。是月、為吳客道、通磯齒津路、名吳坂。

三月、命臣連、迎吳使、即安置吳人於檜隈野。因名吳原。以衣縫兄媛、奉大三輪神、以弟媛、為漢衣縫部也。

漢織・吳織・衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也。

(2) 拙著「上代婦化人考」第十五代応神天皇時代・五、阿知使主の婦化……の項、並びにその注参照。

三、婦化民の統一

紀の雄略帝十五年の条に、

秦の民分れ散りて、臣・連ら、各々欲(おもひ)のままに駈

使(つかえまつ)らしめて、秦造(はたのみやつこ)に委ねず。これに由つて、秦の造・酒の公、甚だ以て愛となして天皇に仕へまつる。天皇、愛しび龍みたまひ、詔して、秦の民を聚めて、秦の酒公に賜ふ。公、仍つて百八十種の勝部を領率みて、庸(つくりもの)・調(みつきもの)・絹織(かとのきみ)を奉献りて、朝廷に充て積む。因つて、姓を賜ひて、禹豆麻佐(うずまさ)と曰ふ。(一に、ウズモリマサといふ。皆がらに盈て積める貌なり)

とあり。同じく十六年秋七月の項に、

詔して、宜しく桑(こがい)すべしと。国県に桑を殖えしむ。また、秦の民を散ち遷して、庸・調を献らしむ。

と。また、同年冬十月の項に、

詔して漢部を聚め、その伴造(とものみやっこ)を定め、姓を賜ひて直(あたひ)と曰ふ。(一本に云ふ、漢の使主らに姓を賜ひて、直と曰ふと)

とある。

また、新撰姓氏録第二十五卷に、

大泊瀬稚武の天皇(詔は雄略)のみ世、「普洞王の時、秦氏、総べて却略せられ、今見在する者、十に一を存せず。請ふ、勅使を遣はして、檢括招集せられんことを」と儻せり。

天皇、小子部(ちいさこべ)の雷(いかづち)を遣使はし、大隅の阿多の卑人らを率て、搜括鳩集(まさあつ)めしめ、秦氏九十二部・一万八千六百七十人を得、遂に酒公を賜ふ。

爰に秦氏を率ひ、蚕を養ひ絹を織り、籠(はこ)に盛りて、闕に詣りて貢進りき。丘の如く山の如く、朝廷に積蓄す。

天皇これを嘉し、特に寵命を降し、号を賜ひて禹都万佐(うずまさ)と曰はしむ。これ、盈積して利益あるの義なり。諸々の秦氏を役し、八丈の大蔵を宮側に構へ、その貢物を納め

しむ。故に、その地を名づけて、長谷（はつせ）朝倉の宮と曰ふ。

この時、始めて大蔵の官員を置き、酒を以て長官となす。秦氏らが一祖の子孫、或は居住に就き、或は行事に依りて、別れて數腹をなせり。

天平二十年（七四八）、京畿に在る者は、みな改めて伊美吉（いみき川忌寸）の姓を賜へり。

とある。從來、わが國に帰化・來住した秦漢民、及びその子孫を統率する者なく、その大部分は劫略されて、大族に自由に役使されていたのを括出し、これを統一し、姓を賜うて優遇し、秦の酒公をして統御させ、朝廷に対しては、絹布を調貢せしめたのである。雄略帝が、如何に養蚕のことに關心・留意せられたかを、知り得るのである。

また、古語拾遺「長谷朝倉の朝」（雄略帝）の条に、

長谷朝倉の朝に至って、秦氏分れ散って、他族は寄隸けり。

秦の酒公、進み仕へて寵を蒙る。詔して秦氏を聚め、酒公に賜ふ。仍って、百八十種の勝部を率領して、蚕織して貢調し、庭中に充て積む。因って、姓をウズマサと賜ふ。（言ふは、積むに隨って、埋み益さるなり。貢るところの絹繒は、肌膚に軟らかなり。故に、秦の字を訓んで、これを波陀<sup>ハ</sup>はた<sup>ト</sup>と謂ふ。仍って、秦氏が貢るところの絹を以て、神を祭る劍の首を纏く。今の俗なほ然り。いはゆる「秦の機纏」の縁なり）

これよりして後、諸國の貢調、年々に盈ち溢れしかば、更に大蔵を立て、蘇我の麻智の宿称をして、三蔵（齋蔵・内蔵・大蔵）を檢校せしむ。

秦氏、その物を出納し、東西の文氏、その簿を勘録す。ここを以て、漢氏に姓を賜ひ、内蔵・大蔵となし、秦漢二氏をし

て、内蔵大蔵の主鑰（かぎつかさ）たらしむ。蔵部の縁なりとある。

これに依ると、秦氏が財物の出納、即ち會計官となり、漢の文氏が、その記録、即ち書記官となり、出納の事をすべて記帳し、朝廷の財務經理の面も、これに依つて、やや整えられたものようである。

蓋し、齋蔵は神の財物を、内蔵は朝廷の御物を、大蔵は國の財物を、それぞれ蔵するところであり、今日の大蔵省は、この「大蔵」に淵源するものである。

- (1) 秦民分散、臣連等、各隨欲駭使、勿委秦造。由是、秦造酒公、甚以為愛而仕於天皇。天皇、愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公。仍領率百八十種勝部、奉獻庸・調・絹織、充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。（一云、禹豆母利麻佐。皆盈積之貌也）
- (2) 詔、宜桑。國果殖桑。又散遷秦民、使獻庸・調。
- (3) 詔聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直。
- (4) 山城の國諸蕃・漢・秦の忌寸の項。
- (5) 大泊瀬稚武天皇（諡雄略）御世、你「普洞王時、秦氏、摠被劫略、今見在者、十不存一。請、遣勅使檢括招集」。天皇、遣使小子部黨、率大隅阿多卑人等、搜括鳩集、得秦氏九十二部・一万八千六百七十人、遂賜酒公。

愛率秦氏、養蚕織絹、盛饗詣闕貢進。如丘如山、積蓄朝廷。天皇嘉之、特降寵命、賜号曰禹豆麻佐。是盈積有利益之義。役諸秦氏・構八丈大蔵於宮側、納其貢物。故名其地、曰長谷朝倉宮。是時、始置大蔵官員、以酒為長官。秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別為數腹。

天平二十年、在京畿者、咸改賜伊美吉姓也。

- (6) 臣・連・伴造等の大族に属する隸民として、役使されていた。
- (7) 至於長谷朝倉朝、秦氏分散、寄隸他族。秦酒公、進仕養龍。詔聚秦氏、賜於酒公。仍率領百八十種勝部、委織貢調、充積庭



中。因賜姓于豆麻佐。(言、隨禮理益也。所貢精綿、軟於肌膚。故訓秦字、謂之波陀。仍以秦氏所貢綿、纏祭神劍首。今俗猶然。所謂秦機纏之緣也)

自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、今蘇我麻智宿稱、檢校三藏(齋藏・内藏・大藏)。

秦氏出納其物、東西文氏勸錄其簿。是以漢氏賜姓、為内藏大藏、今秦漢二氏為内藏大藏主簿。願部之緣也。

#### 四、魏の文帝の後裔

新撰姓氏録第二十一卷に、

大崗(おおおか)の忌寸は、魏の文帝の後、安貴公より出づ。大泊瀬幼武の天皇(諡は雄略)のみ世、四部の衆を率ゐて帰化せり。男竜(一名辰貴)、絵工を善くす。云々。

とある。按ずるに、神功皇后征韓以来、日中の交通は頻繁を加え、漢人の帰化する者もまた多く、諸種の工芸・學術が輸入せられたのである。

扶桑略記や、元亨釈書に依ると、仏教なども、第二十六代継体帝の十六年(五三二)に、漢人がこれを伝来した、と記されている。

(1) 左京諸蕃上・漢の条。

(2) 大崗忌寸、出自魏文帝之後、安貴公。大泊瀬幼武天皇(諡雄略)御世、率四部衆帰化。男竜(一名辰貴)善絵工。云々。

(3) 紀の巻第九・神功皇后の条・仲哀九年(二〇〇)の項に、冬十月己亥の朔、辛丑(三日)、和拜津(わにのつ)対馬島の上県郡に在る地名)より発す。時に飛廉(風神)、風を起し、陽侯(海神)、浪を挙げ、海中の大魚、悉(ことごと)に浮んで船を挾む。則ち大風順に吹き、帆船波に随ふ。楳楯(かいいかじ)を勞せずして、便ち新羅に到る。云々。とある。

(4) 巻の三・欽明帝の条。

(5) 巻第十七・顯祖十の二、王巨二・司馬達等の項。

(6) この事については、継体帝の条で、それぞれの原文を挙げておく。

#### 4 第二十三代顯宗天皇時代

##### 一、調連の祖に賜姓

新撰姓氏録第二十二卷に、

調(つぎ)の連は、水海(あま)の連と祖を同じうし、百済の国の努理(ぬり)の使主の後なり。蒼田(ほんた)の天皇(諡は成神)のみ世に帰化す。孫阿久太、男弥和、次に賀夜、次に麻利弥和。億計(おけ)の天皇(諡は顯宗)のみ世、蚕織して繩綿の類を獻す。仍って、調首(つぎのおびと)の姓を賜ふ。

とある。蓋し仁徳帝以来、絹帛が服料として専ら用いられ、その調首については、屢々褒賞せられた事は、仁徳帝が「秦」の姓を下賜され、雄略帝が「禹豆麻佐」の姓を下賜され、今また顯宗帝が「調首」の姓を下賜されたことに依って、知り得るのである。

(1) 左京諸蕃下・漢の条・調連の項。

(2) 調連、水海連同祖、百済国努理使主之後也。蒼田天皇(諡成神)御世帰化。孫阿久太、男弥和、次賀夜、次麻利弥和。億計天皇(諡顯宗)御世、蚕織賦繩綿之類。仍賜調首姓。

#### 5 第二十四代仁賢天皇時代

##### 一、熟皮工匠の来帰

紀の巻第十五・仁賢帝六年の条に

日鷹の吉士をして高麗に使して、巧手者(てびと)を召さしむ。云々。

この歳、日鷹の吉士、高麗より還り、工匠(てびと)の須流(すりゅう)・奴流(ぬりゅう)を獻る。今、大倭の国山辺郡額田邑(ぬかたむ

ら)の熟皮高麗(カワオシコマ、またはニヒリコマと訓む)は、これ、その後なり。

とあるが、日鷹の吉士を高麗の国に遣わして、工匠、即ち巧手者を召させた事は、日本紀略前篇五・仁賢天皇の条にも見えてい

(1) 秋九月己酉の朔・壬子(四日)の条。

(2) 遣日鷹吉士、使高麗召巧手者。云々。是歲、日鷹吉士還自高麗、献工匠須流積・奴流積等。今、大倭国山辺郡額田邑熟皮高麗、是其後也。

(3) 癸酉六年秋九月己酉の朔・壬子(四日)、日鷹の吉士をして高麗に遣し、巧手者を召さしむ。

## 6 第二十六代継体天皇時代

### 一、五経博士らの帰化

紀の巻第十七・継体帝七年の条に、

百濟、姐弥文責(さみもんぎ)將軍・洲利即爾(すりそに)將軍を遣はし、穗積の臣押山に副へて(百濟本紀に云う、意斯移麻岐弥<sup>イシマキ</sup>おしやまきみ<sup>イ</sup>に委ね)、五経博士段楊爾を貢する。

と。また、同十年(五一六)秋九月の項に、

百濟、州利即次(すりそに)將軍を遣はし、物部の連に副へて、来りて己汶(こもん)の地を賜はりしことを謝し、別に五経博士漢の高安茂を貢り、博士段楊爾に代へんと請ふ。

とあり、扶桑略記卷の三・継体帝の条にも、

七年癸巳六月、百濟の国使帰朝し、五経博士らを貢る。

とある。要するに、継体帝の七年(五一三)以後、五経博士の段楊爾・高安茂らが前後して来朝し、学業を講授するようになつて、遅々たりとはいへ、漢字が普及されるに至つたのである。

(1) 夏六月の項。

(2) 百濟、遣姐弥文責將軍・洲利即爾將軍・副總積臣押山(百濟本紀云、委意斯移麻岐弥)、貢五経博士段楊爾。

(3) 百濟、遣州利即次將軍、副物部連、来謝賜己汶之地、別貢五経博士漢高安茂、請代博士段楊爾。

(4) 紀の継体帝七年・夏六月の項の、本注(2)の文に続いて、百濟からわが朝廷に対し、次のように願ひ出ている。

別に奏して曰く、伴跋(はえ)の国、臣が国「己汶」(こもん)の地を略め奪ふ。伏して請ふ、天恩判(ことわり)りて、本の國に還したまへと。云々。

また、同じ年の冬十一月、辛亥の朔、乙卯(五日)の項には、朝廷に、百濟の姐弥文責將軍・斯羅(新羅)の汶得至(もんたくち)、安羅の辛巳(さみもんぎ)及び賣巴委佐(ほんはいさ)、伴跋の既

殿(きてけい)、及び竹汶至(ちくもんち)らを引列(めしつら)ねて、恩勅を奉宣し、己汶・帶沙(たさ)を以て、百濟の國に賜ふ。この月、伴跋の國、賤支(しゅうき)を遣はして、珍宝を獻り、己汶の地を乞へども、終に國を賜はらずとある。

(4)の一 釈日本紀卷第十三・述義九・継体帝の項に、伴跋の國は、任那國の別種なりとあるが、その地は詳らかでない。

(4)の二 姓氏録左京皇別下・吉田の連の項に、御間城入彦の天皇(第十代崇神帝)の御代、任那の國奏して曰く、臣が國の東北に、三つの己汶の地あり。上己汶・中己汶・下己汶と。地の方三百里、土地また富饒なり。新羅の國と相争ひ、彼此、撰治すること能はず。兵戈相争ぐときは、民、生を聊んぜず。臣請う、將軍をして、この地を治めしむれば、即ち賣國の部となるなりと。天皇大いに悦び、群卿に勅して、まさに遣はすべき人を奏せしむ。云々。

とあり、また、同じく姓氏録右京諸蕃下百濟の条・己汶氏の項に、

とある。

春野の連と同祖、肖古王の孫、汝休爰の後なり。  
とある。右の、春野の連というのは、百濟の肖古王の孫の、比流王の後である。

(4)の三、己汶・帶沙の両郡は、伴跋国の領なのを、百濟の国に与えたので、後に伴跋国が兵を起したのである。然るに、本年六月の、百濟からの奏上に拠れば、己汶は、もとは百濟の領地であったのを、伴跋が掠奪したものであるから、本國に返し給えと、請願したことがあるので、百濟に賜わったのである。

## 二、仏教の宣布

扶桑略記卷の三、欽明帝の条に、

第廿六代繼体天皇の即位十六年壬寅、大唐の漢人、案(鞍)部の村主(すぐり)司馬達止、この年春二月入朝す。即ち、草堂を大和の國高市郡坂田原に結び、本尊を安置し、帰依礼拝せり。世を挙げて皆云う、これ大唐の神なりと。…欽明天皇以前に、唐人仏像を持ち来る。然れども流布したるには非ざるなり。

とあり、また、元亨釈書卷第十七、願雜十の二、王臣二司馬達等の項に、

司馬達等は南梁の人、繼体十六年来朝す。時にこの方、未だ仏法あらず。達等、和州高市の坂田原において、草堂を結び仏を奉ず。世、未だ仏を知らず、号して異域の神と曰ふ。馬子、仏乘を郷ふるに属(したが)ひ、達等これを翼賛せり。云々。

とある。繼体帝の十六年は、西紀五二三年となっているから、世上一般に、第二十九代欽明帝の十三年(五五二)に、仏教が伝来したと信ぜられているより、三十年ほど以前ということになるのである。

(1) 第廿六代繼体天皇即位十六年壬寅、大唐漢人、案部村主司馬達

止、此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原、安置本尊、帰依礼拝。举世皆云、是大唐神之。…欽明天皇以前、唐人持来仏像。然而非流布也。

(2) 司馬達等、南梁人。繼体十六年来朝。于時此方未有仏法。達等、於和州高市坂田原、結草堂奉仏。世、未知仏。号曰異域神。属馬子郷仏乘、達等翼賛之。云々。

## 7 第二十九代欽明天皇時代

### 一、秦の大津父を拔擢

紀の卷第十九・欽明帝の条に、

天皇、幼き時、夢に人ありて云さく、天皇、秦の大津父(おつち)といふ者を寵愛たまはば、壮大に及びて、必ず天下を有(しら)さんと。寤驚(さめ)たまひて、使を遣はして、普ねく求めしめ、山背の國紀伊の郡深草の里より得つ。姓字(かばねな)、果して所夢(みそな)はししが如し。

ここにおいて、忻喜びたまふこと身に遍ちて、未曾(めづら)しき夢と歎(な)めたまふ。乃ち告げて曰はく、汝、何事か有りしと。答へて云う、こともなし。但し臣、伊勢に向りて、商ひて未還(まぬく)るとき、山に、二つの狼の、相闘ひて、血に汚れたるに逢ひき。乃ち馬より下りて、口手を洗ひ歎ぎ、祈請(のみ)て曰く、汝はこれ、貴き神にして、鹿(か)き行(こ)を築む。もし獅(し)士に逢はば、禽(あ)はれんこと、尤も速けん。乃ち、相闘ふことを抑止めて、血ぬれたる毛を拭洗(ぬ)ひて、遂に遺放(ゆるし)り、俱に命全(い)けしめきと。

天皇曰はく、必ずこの報ならんと。乃ち近侍(よき)に令せて、優寵日に新たに、大いに饒富(にぎはひ)を致せり。踐祚(あまつひつぎしろし)めすに至るに及んで、大蔵の省(つかさ)官人)に拜(ま)けたまふ。

とある。

按ずるに、大津父は伊勢の地方で行商・売買を営んでいたが、甚だ財務經理のことに通達していたために、大いに富を致し、且つ信望も篤かったので、遂に見出だされて、この拔擢・任命があったものと推せられる。蓋し、大蔵の官人は、財經方面を掌る官であり、売買・交易の監督官でもあるので、大津父は、朝廷（政府）の重臣となつたのである。

併し、当時の大蔵の省というのは、朝廷の財經のほか、商業に關することも掌つたものと見える。日本上古売買起源考という書物に依ると、これを一個の市司と解して、秦の大津父を大蔵省に、評せしは、売買活價の事を掌らしめしにて、即ち「市の司」なり」と。

(1) 天皇、幼時夢、有人云、天皇、寵愛秦大津父者、及壯大、必有天下。寤驚、遺使普求、得自山背國紀伊郡深草里。姓字果如所夢。

於是、折奮遍身、歎未嘗夢。乃告之曰、汝、有何事。答云、無也。但臣、向伊勢、商仰米鹽、山逢二狼相鬪汚血。乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神而樂施行。儻逢獵士、見禽尤速。乃却止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命。天皇曰、必此報也。乃令近侍檢籙日新、大致鑑賞。及至踐祚、拜大蔵省。

## 二、秦漢歸化人の編籍

同じく欽明帝元年八月の項に、

秦人・漢人ら諸蕃の投化ける者を召し集へて、國郡に安置らしめ、戸籍を編み貫く。秦人の戸數、惣べて七千五十三戸。大蔵の掾（まつりごとひと）を以て、秦の伴造となす。

とあり。曾て雄略帝の代に、秦漢人を檢括したことがあるが、歸化外人の戸籍を作つたのは、実にこの朝に始まつたのである。當時、秦漢人の末裔で、わが國に土着・歸化した者の、甚だ多かつたことが、これに依つても明らかである。

蓋し、その頃の家族制度は、數十人が一戸内に同棲した時代なので、七千五十三戸の人口は、一戸平均十人としても七万余人。二十人平均とすると、十四万余人になる筈である。雄略帝の十五年に括出した秦漢民は、一万八千六百七十人であるが、これと比すれば、非常なる大差である。即ち雄略十五年（四七一）からこの年（五四〇）までは、僅かに七十年を経たのみに過ぎないのに、このような大増加を見ると、恐らく、その一部分であつたものと考えられる。

(1) 召集秦人・漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編實戸籍。秦人戸數、惣七千五十三戸。以大蔵掾、為秦伴造。

## 三、諸博士の交替來歸

同じく欽明帝・十四年六月の項に、

内の臣（名を闕く）をして、百濟に使せしむ。仍つて、良馬二疋・同船（はしふね）二隻・弓五十張・箭五十具を賜ふ。勅して云はく、請ふところの軍は、王の須あるところのままにせんと。

別に勅すらく、医（くすし）の博士・易（やく）の博士らを、番に依つて上下（たてまつ）るべし。今、上（かみ）の件の色（くさぐさ）の人、正に相代る年月に当れり。宜しく還る使に付けて、相代るべし。また卜書（うらのふみ）・曆の本・種々の藥物、たてまつり送れと。

とあり、また、同十五年二月の項に、

二月、百濟、下部扞率（かほうかんそつ）將軍三貴・上部奈率物部の烏（かく）等を遣はし、救兵を乞ふ。仍つて、德率東城子莫古を賞して、前番の奈率東城子言に代る。五経博士王柳貴、固德馬丁安に代る。僧曇惠ら九人、僧道深ら七人に

代る。別に勅を奉じて、易の博士施徳王道良・曆の博士固徳王保孫・医博士奈率王有俊陀・採薬師施徳潘量豊、固徳丁有陀・楽人施徳三斤、季徳己麻次、季徳進奴、对徳進陀を賣る。みな請に依ってこれを代ふ。

三月丁亥の朔、百済の使人、中部木劔施徳文次ら詣り帰る。とある。さらに、扶桑略記卷の三、欽明帝の条、十四年六月の項にも、

内臣をして、百済の国に使せしめ、良馬二疋・船二艘・弓十張・箭五十具を賜ふ。勅して云う、請ふところは、王の須あるところのままにせんと。

別に詔すらく、医博士・易博士・曆博士は、番に依って上下り、上の件の色人は、宜しく還る使に付くべし。また、卜・書・曆本・種々の薬物、上送すべしと。

とある。これを要するに、わが朝廷から、諸博士の交替来朝を要請した<sup>①</sup>欽明十四年(五五三)六月<sup>②</sup>のに依えて、百済は、援兵を乞う使節と共に、五経その他の博士を来朝せしめた<sup>③</sup>欽明十五年(五五四)二月<sup>④</sup>ので、来帰した諸博士は、わが文化開拓の第一線で活躍し、医学・易学・曆学等を、わが国にもたらせたのである。

当時、百済は、高麗や新羅に当るために、盛んにわが国の歓心を取り結ぼうとし、種々の貢献をして来ているし、またわが国も、かの文化を撰取・吸収することに真剣だったので、喜んでこれらを受容したのであった。

(1) 遣内臣(關名)使於百済。仍賜良馬二疋・同船二隻・弓五十張・箭五十具。勅云、所請軍者、随王所須。

別勅、医博士・易博士・曆博士等、宜依番上下。今、上件色人、正当相代年月。宜付還使相代。又卜書・曆本・種々薬物、可上送。

(2) 二月、百済遣下部并率將軍三貴・上部奈率物部鳥等、乞救兵。

仍賞徳率東城子莫古、代前番奈率東城子言。五経博士王柳貴、代固徳馬丁安。僧曇惠等九人、代僧道深等七人。別奉勅、賣易博士施徳王道良・曆博士固徳王保孫・医博士奈率王有俊陀・採薬師施徳潘量豊、固徳丁有陀・楽人施徳三斤、季徳己麻次、季徳進奴、对徳進陀。皆依請代之。

(3) 三月丁亥朔、百済使人、中部木劔施徳文次等詣帰。

遣内臣、使於百済国、賜良馬二疋・船二艘・弓十張・箭五十具。勅云、所請随王所須。

別詔、医博士・易博士・曆博士、依番上下、上件色人、宜付還使。又、卜・書・曆本・種々薬物、可上送矣。

#### 四、韓人屯倉の設置

同じく欽明帝・十六年秋七月の項に、

秋七月己卯の朔、壬午(四日)、蘇我の大臣稻目の宿称・穂積の磐弓の臣らを遣はして、吉備の五郡に、白猪の屯倉(みやけ)を置かしむ。

と。また、同じく十七年秋七月には、

秋七月甲戌の朔、己卯(六日)、蘇我の大臣、稻目の宿称らを備前の児島郡に遣はし、屯倉を置かしめ、葛城の山田の直(あたい)瑞子を以て、田令(タツカイ)となす。

冬十月、蘇我の大臣稻目の宿称らを、倭の国高市郡に遣はして、韓人(からひと)の大身狭(おおむさ)の屯倉(韓人と言ふは百済なり)・高麗人の小身狭の屯倉を置き、紀の国に海部(あま)の屯倉を置く。(一本に云はく、処々の韓人を以て、大身狭の屯倉の田部となし、高麗人を小身狭の屯倉の田部となす。これ即ち、韓人・高麗人を以て田部となすが故に、困って屯倉の号となすなり)

とある。

論ずるまでもなく、田令(たすかい)とは、上代において、屯倉(みやげ)、即ち、諸國の御領田を管理した職であり、田部(たべ)とは、屯倉の耕作に従事した農民で、臣(おみ)・連(むらじ)・伴造(とものみやつこ)・国造(くにのみやつこ)などの「氏」(うじ)に隸属した私民でもあり、氏のために労力を提供する階級であったから、別に「氏奴」(うじやつこ)または「部曲」(かきべ・かきたみ)などとも称したのである。

要するに、わが国に來帰・在住する韓人も、漸次に増加したので、百濟人や高麗人から成る「田部」を起し、調庸物の特別収蔵の道と考えたものと思われる。

(1) 秋七月己卯朔、壬午、遣蘇我大臣稱目宿禰・穗積磐弓臣等、使于吉備五郡、置白渚屯倉。

(2) 秋七月甲戌朔、己卯、遣蘇我大臣稱目宿禰等於備前兒島郡、置屯倉、以葛城山田直瑞子為田令(此云陀豆歌毗)。冬十月、遣蘇我大臣稱目宿禰等於倭國高市郡、置韓人大身狹屯倉(言韓人者百濟也)・高麗人小身狹屯倉、紀國置海部屯倉。(一本云、以処々韓人、為大身狹屯倉田部、高麗人為小身狹屯倉田部。是即以韓人・高麗人為田部、故因為屯倉之号也)

## 五、船長への賜姓

同じく欽明帝・十四年秋七月の項に、

秋七月酉の朔、甲子(四日)、樟勾(くすのまがり)の宮に幸す。蘇我の大臣稱目の宿稱、勅を奉じ、王辰爾をして、船の賦(みつぎ)を数へ録さしむ。即ち、王辰爾を以て「船長」(ふねのつかさ)となし、因って姓を賜ひて「船史」(ふなのふびと)となす。今の「船連」(ふなのむらじ)の先なり。

とある。ここに、いわゆる「船長」とは、船舶を司る上長官の事

であり、また王辰爾は、百濟の帰化人であり、この後、第三十代敏達帝の代に、讃賞された人物である。この時、王辰爾を派遣して、諸國の船数を録し、これに賦課したのである。

(1) 秋七月辛酉朔、甲子、幸樟勾宮。蘇我大臣稱目宿禰、奉勅、遣王辰爾、數録船賦。即以王辰爾為船長、因賜姓為船史。今船連之先也。

(2) 統日本紀卷第四十、第五十代桓武帝の延暦九年(七九〇)の条、秋七月の項に依ると、

応神天皇、上毛野の氏の遠つ祖、荒田の別に命じ、百濟に使して、有職の者を搜聘せしむ。国主實須王(第六代仇首王)、恭みて使の旨を奉じ、宗族を挾採し、その孫、辰孫王(一名智宗王)をして、使に随つて朝に入らしむ。天皇、これを嘉して、特に寵命を加へ、以て皇太子の師となせり。

ここにおいて、始めて書籍を伝へ、大いに儒風を闡けり。文教の興ること、誠にここに在り。難波高津の朝に御宇の仁徳天皇、辰孫王の長子、太阿郎王を以て近侍となす。太阿郎王の子、亥陽君・亥陽君の子午定君。午定君三男を生めり。長子は味沙・仲子は辰爾・季子は麻呂なり。これよりして、別れて三姓となり、各々職(つかさ)どるところに因つて、以て氏を命ぜらる。葛井・船・津の連(むらじ)等、即ちこれなり。

とある。

## 六、日本府の滅亡

欽明帝の二十三年(五六二)春正月、新羅は、任那の官家(みやけ)朝廷(てい)をうち滅したので、任那に属する付庸國、或いは出先機関ともいふべき加羅國・安羅國以下十國は遂に亡んだ。かくて、わが國の對韓政略の根拠地であった「日本府」も無に帰し、その後の歴史における、大陸進出への基本的経路は、先ず任那の日本府復興、ということであった。

なお、同年夏六月の詔は、新羅のわが國並びに任那に対する背

信・不遜・残忍を怒り、これが報復を凶らなければ、恨みを永遠に遺すに至るであろうとの意を、強調されているのである。

即ち、その書下し文は、次の通りである。

夏六月、詔して曰く、新羅は西菴(にし)のひなの小醜(いやしき)に。天に逆つて状(あじき)なし。わが恩義に違ひて、わが官家(みやけ)を破り、わが黎民を毒害(そこな)ひ、わが郡県を誅残(ほろぼ)しき。わが氣長足姫(おきな)がたらしひめ)の尊(うや)霊聖(くしび)に聰明(さと)くまして、天(あめ)の下を周行(めぐり)まし、群庶(もろひと)を劬勞(いたは)り、万民を饗育(やしな)ひ、新羅の所窮(せま)りて帰(よ)れるを哀み、新羅王のまさ(ぬま)に戮(き)られんとする首(こうべ)を全うし、新羅に要害(ぬま)の地を授け、新羅の非次(こえ)たる米を崇(かた)尊重(とうじゆう)てたまひき。わが氣長足姫の尊、新羅に何の薄きことかある。わが百姓(みたま)、新羅に何の怨みかあらむ。

而るを新羅、長き戟・強き弩(き)をもて、任那を凌蹙(しの)ぎ、距(おお)きな牙・鉤(まが)れる爪もて、舍靈(おのみ)たから)を残(そこな)ひ虐(し)ふ。肝を剝(さ)き趾(あし)を斲(き)りて、その快(たの)しきに厭はず。骨を曝(さら)し屍を焚きて、その酷(から)きを謂はず。任那の族姓(やから)、百姓ありて以還(このかた)、刀を窮め刃を極め、既に屠り、且つ膾(なます)につくる。豈、卒士(くにのうち)の資(ひと)、王の臣として、人の禾(あわ)を食ひ、人の水(み)を飲みながら、熟(いか)にぞ、これを忍び聞きて、心を悼めずと謂ふこと有らんや。況んや太子大臣、跌躄(みこはな)子孫)の親に処(あ)て、血に泣き寃(うらみ)を銜(ふく)むの寄(おもひ)あり、蕃屏(かくれまがき)の任(よさし)に當つては、頂(いただき)を摩

(な)で、踵に至るの恩(めぐみ)あり。世、前の朝の徳(みいきおい)を受けて、身、後代の位に當るをや。而るを、胆(い)を瀝(した)み、腸を抽(ぬ)きて、共は紆逆を誅し、天地の痛酷(いたみ)を雪(きよ)め、君父の仇讎を報ゆること能はずば、則ち死(みま)かるとも、臣子(やつこら)が道の成らざることを、恨むることあらむと。

(1) 紀の欽明帝二十三年・春正月の項。新羅、打滅任那官家。

(2) (1)の分注。

一本云、二十一年、任那滅焉。惣言任那、別言加羅國・安羅國・斯岐國・多羅國・卒麻國・古婁國・子他國・散半下國・乞淪國・稔礼國。合十國。

(3) 上古、わが國が「任那」(みまな)を鎮戍するために設けた府で、紀の雄略帝八年(四六四)の條に、初めて日本府の名稱が見えている。

(3)の一 一八年春二月：於是新羅王、夜聞高麗軍四面歌舞。知賊入新羅地。乃使人於任那王曰、高麗王征伐我國。當此之時、若綴旒(かかれるはたあし)然。國之危殆、過於累卵。命之脩短、大所不計。伏請、救於「日本府」(やまとのみこともち)行軍元帥(いくさのきみ)等。由是任那王、勸諸臣斑鳩(此云伊弉諾)・吉備臣小梨・難波吉士赤目子、往救新羅。云々。

(4) 夏六月、詔曰、新羅西菴小醜。逆天無狀。違我恩義。破我官家。毒害我黎民。跌殘我郡県。我氣長足姫尊、靈聖聰明、周行天下、劬勞群庶、饗育万民。哀新羅所窮見婦、全新羅王將戮之首。授新羅要害之地、崇新羅非次之榮。我氣長足姫尊、於新羅何薄。我百姓於新羅何怨。

而新羅、長戟・強弩、凌蹙任那、距牙・鉤爪、殘虐舍靈。剝肝斷趾、不厭其快。曝骨焚屍、不謂其酷。任那族姓、百姓以還、窮刀極刃、既屠且膾。豈、有卒士之資、謂為王臣、乍食人之禾、飲人之水、熟忍聞此、而不悼心。況乎太

子大臣、冤誅奪之親、泣血銜冤之奇、当蕃屏之任、摩頂至踵之恩、世、受前朝之德、身、当後代之位、而不能避胆抽腸、共誅奸逆、雪天地之痛酷、報君父之仇讎、則死有後臣子之道不成。

(4)の一 神功皇后を云う。

### 七、新羅からの朝貢使

同じく欽明帝・二十三年秋七月の項に、

己巳の朔、新羅、使を遣はして調賦(みつぎ)を獻る。その使人、新羅の任那を滅ぼしつと知(き)き、国恩に背くを恥ぢて、敢て罷ることを請はず。遂に留まりて本土に帰らず。例(あと)、国家(みかど)の百姓に同じ。今、河内の国更荒(さらら)の郡、鷓鴣野邑(うののむら)の新羅人の先なり。とあり、また、同年冬十一月の項に、

横山七郎

新羅、使を遣はして獻り、併せて調賦を貢る。使人、悉く国家(みかど)の、新羅が任那を滅ぼしたるを憤れるを知り、敢て罷ることを請はず、刑戮(つみ)に致されんことを恐れ、本土に帰らず。例(あと)、百姓に同じ。今の、摂津の国三島郡埴廬(はにいお)の、新羅人の祖先なり。

とあるが、ここで考えさせられるのは、春正月に任那を滅ぼした新羅が、僅かに半歳をも経ない、その年の秋七月一日、及び同じくその年の冬十一月(日は不詳)との二度にわたって、わが国に「調賦(みつぎ)を貢獻した事である。

任那を滅ぼしたということは、わが朝廷の出先機関である「日本府」を亡ぼしたことであり、その際に、現地に勤務している日本人や、無辜の任那人等が、少なからず殺傷されたのである。さればこそ、夏六月に、新羅の暴逆を激怒した詔勅が下され、報復して、君父の仇を討つのが、臣子たるものの、固く決意すべき道であるとの旨を説かれたのであった。詔勅の中にも述べられているように、新羅は、曾て神功皇后に征せられた時、日本軍の船師

ふないくさ)が海に滿ち、旌旗は日に耀き、鼓うち、ふえ吹く音が鳴り響いて、山川悉くうち振ったというが、これを遙かに望見していた新羅王は、「非常の兵、まさに己が国を滅ぼさんとす」と。すっかりおじ恐れて心まどわせたが、

(以下、紀の原文を書下して、論を進めることにする)

乃今(いま)し、醒めて曰く、吾れ聞く、東に神の国あり、日本と謂ふ。また、聖王あり、天皇と謂ふと。必ずその国の神兵ならむ。豈、兵を挙げて、以て拒ぐべけんやと。

即ち、素旆(しろきはた)あげて自ら服(まつろ)ひ、素組(しろぎつな)して面(みずか)ら縛(とら)はれ、図(しるし)地圖(し)籍(へふんた)戸の書札(まじか)の義で、戸籍(し)を封(ゆいかた)めて、王船(みふね)の前に降(まいくだ)りつ。因(な)って以て叩頭(ののみ)て曰(ま)さく、今より以後、長く乾坤ともに伏(したが)ひまつりて、飼部(みまかひ)となり、その船柁(ふなかじ)を乾さずして、春秋に、馬梳(うまのくし)及び馬鞭(うまのむち)を獻らん。また、海の遠きに煩(いたづ)かず。以て年ごとに男・女の調を貢らんと。則ち、重ねて誓ひて曰く、東の日、さらに出西にで、且(ま)た、阿利那礼河(注・鴨緑江か)の返りて逆しまに流るるを除き、及び、河の石の昇りて星辰となるに非ずして、殊に春秋の朝を闕き、怠りて梳・鞭の貢を廢めば、天神(あまつかみ)・地祇(くにつかみ)、共に討(つみな)ひたまへど。時に、或る人の曰く、新羅の王を誅(ころ)さんと欲ふと。ここに皇后の曰はく、初め、神の教を承はりて、まさに金(こがね)・銀(しろがね)の国を授かりぬと。また、三軍(みたむろのいくさ)に号令(のりごと)して、自からに服(まつろ)へるを、勿殺(なころ)しそ。今、既に財(たから)の国を獲つ。また、人自ら降服(まつろひした)がひぬ。こ



れを殺すは不祥(さがな)しと。乃ち、その縛(ゆわいづな)を解いて、飼部となし、遂にその国中に入り、重宝の府庫を封(ゆいかた)め、凶籍(しるし)の文書を取(とりおさ)む。云々。

爰に新羅王ハサムキム、即ちミシコチ波珍干岐を以て「質」(むかはり身代り)となす。仍って、金・銀・彩(うるわ)しき色、及び綾(あや)・羅(うすはた)・練(かとり)の絹を齎らし、八十艘(やそかはら)の船に載せて、官軍(みい)くさ)に従はしむ。ここを以て新羅の王、常に八十船の調(みつぎ)を以て、日本国に貢るは、それこの縁(ことのも)と)なり。

と。以上のような歴史的交渉があり、神功皇后の一存で、既に新羅は滅亡するところを、特に救われていたものである。

即ち新羅は、恐らく、欽明帝二十三年(五六二)夏六月の詔勅に駭き惧れ、翌七月一日の「調賦」となったものと思うが、さらにその反響を見ながら、冬十一月の調賦が行われたと考えられる。

而も、七月に来た朝貢使は、彼等がわが国に入ってから、初めて、新羅が任那を滅ぼした事を知り、それは、母国新羅が、曾ての日本の恩義に背くものだと痛感し、己が故国に帰ることを肯んぜず、遂に留まって、わが国に帰化してしまつたのであるが、次いで、十一月に調賦を買つた使者も、再び、七月に来た朝貢使と同じ理由から、帰国を請わず、却って刑戮(つみ)に致されんことを恐れて、本土には還らず、帰化しているのである。

併し、これは如何に考察しても、納得の出来ないことである。即ち、少なくとも、国家对国家の関係において、一国の朝貢使ともなろう程の者が、僅かに半歳をそこそこ以前の、重大な外交・外征等の出来ごとを、全然知っていなかつた。殊に、自らの使しようとする相手国の出先機関を、自らの国が滅亡させて、そのため

に、その国の元首が、報復の激情に燃えて詔勅を下された……というような事情や、それに本づく国情の動向などを、使者たる者が関知していなかつたなどという事は、それが、如何に一千四百年からの古代とはいへ、ちょっと合点のいかぬことである。結局、使者としてやって来た者が、日本国に土着して、遂にその子孫が一部落を形成するに至つたという事は、わが国の人情・風俗・国情等の、何ものかに彼等が魅力を感じたからであると思われ。

- (1) 己巳朔、新羅、遣使獻調賦。其使人、知新羅滅任那、恥青国恩、不敢請罷。遂留不帰本土。例、同国家百姓。今、河内国更荒郡鷓鴣野邑、新羅人之先也。
  - (2) 新羅、遣使獻、併貢調賦。使人、悉知国家憤新羅滅任那、不敢請罷、恐致刑戮、不帰本土。例、同百姓。今、摂津国三島郡塩廬、新羅人之祖先也。
  - (3) 船師滿海、旌旗耀日、鼓吹起声、山川悉振。(紀の第九卷・神功皇后の条)
  - (4) 紀の第九卷・神功皇后の条。  
乃今、醒之曰、吾聞、東有神国、謂日本。亦有聖王、謂天皇。必其国之神兵也。豈、可举兵以拒乎。
  - (5) 即素旃而自服、素組以面縛、封囚、降於王船之前。因以叩頭之曰、從今以後、長与乾坤、伏為飼部、其不乾船楫、而春秋獻馬梳及馬鞭。復、不煩海運、以每年貢男女之調。則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那礼河返以之逆流、及河石昇為星辰、而殊闕春秋之朝、怠廢梳・鞭之貢、天神・地祇共討焉。
- 時或曰、欲誅新羅王。於是皇后曰、初承神教、將授金・銀之國。又号令三軍曰、勿殺自服。今、既獲財國。亦人自降服。殺之不祥。乃解其縛、為飼部、遂入其國中、封重宝府庫、收凶籍文書。云々。
- 爰新羅王波沙麻錦、即以微叱己知波珍干岐為「質」。仍齎金・銀・彩色、及綾・羅・練絹、載于八十艘船、令從官軍。是以新

羅王、常以八十船之調、貢于日本国、其是之縁也。  
八、吳・高麗・任那からの帰化

新撰姓氏録の第二十二卷に、

和葉使主(やまとのくすしのおみ)は、吳(くれ)の国主、  
照淵孫智聰より出づ。天國排開広庭(あめくににおしひらきひ  
るにわ)の天皇(諡は欽明)のみ世、使の、大伴の佐豆(さ  
て)比古に随ひ、内外の典葉書・明堂図等百六十四卷・仏像  
一軀・伎楽調度一具等を持って入朝す。男、善那使主(ぜん  
なおみ)、天万豊日(あめよろずとよひ)の天皇(諡は孝徳)  
のみ世、牛の乳を献りたるに依り、和葉使主の姓を賜ふ。  
云々。

と。また、同書第二十四卷に、

長背連(ながせのむらじ)は、高麗の国主、鄒牟(すむ)王  
(一名朱蒙)の後なり。天國排開広庭の天皇(諡は欽明)の  
み世、衆を率ゐて化す。貌(かお)美はしく体大きく、その  
背間(せなか)長かりき。仍って、名を長背王と賜ふ。  
と。さらにまた、同書第二十五卷に、

多々良(たたら)の公は、御間名(みまな)の国主、爾利久  
牟(にりくむ)王の後なり。天國排開広庭の天皇(諡は欽明)  
のみ世、投化す。金多々利・金乎居等を献ず。天皇これを誉  
めて、多々良の公の姓を賜ふ。

とあり、また、紀の欽明帝二十六年の条に、

夏五月、高麗人ツムリヤエラ、筑紫に投化(まいき)て、山  
背(やましる)の国に置(はべ)り。今、畝原(うねはら)・  
奈羅・山村の、高麗人の先祖なり。

とある。

按ずるに、和葉使主は吳人であるが、大伴の佐豆比古(狭手  
彦)は、吳に使したことがないから、これは、高麗か百済かにい

た吳人種が、狭手彦が高麗を伐つての帰陣に従つて、わが国に帰  
化したものであろう。  
なお、長背連の祖、及び、多々良の公の帰化年次は不明であ  
る。

- (1) 左京諸蕃下・高麗の条。
- (2) 和葉使主、出自吳国主、照淵孫智聰也。天國排開広庭天皇(諡  
欽明)御世、随使大伴佐豆比古、持内外典葉書・明堂図等百六  
十四卷・仏像一軀・伎楽調度一具等入朝。
- (3) 男、善那使主、天万豊日天皇(諡孝徳)御世、依献牛乳、賜姓  
和葉使主。云々。
- (4) 右京諸蕃下・高麗の条。
- (5) 長背連、高麗国主、鄒牟王(一名朱蒙)之後也。天國排開広庭  
天皇(諡欽明)御世、率衆化。貌美体大、其背間長。仍賜名  
長背王。
- (6) 山城の国諸蕃・任那の条。
- (7) 多々良公、御間名国主、爾利久牟王之後也。天國排開広庭天皇  
(諡欽明)御世、投化。献金多々利・金乎居等。天皇誉之、賜  
多々良公姓也。
- (8) 夏五月、高麗人頭霧喇耶陞等、投化於筑紫、置山背国。今、畝  
原・奈羅・山村、高麗人之先祖也。
- (9) 紀の卷第十八・宣化帝二年の条に、「……狭手彦、往いて任那  
を鎮め、また、百済を救ふ」とある。
- (10) (8)の一 二年冬十月、壬辰朔、天皇、以新羅寇於任那、詔大伴金村  
大連、遣其子磐与狭手彦、以助任那。是時、磐留筑紫、執其国  
政、以備三韓。狭手彦、往鎮任那、加(また)救百済。
- (11) (9) 紀の卷第十九・欽明帝二十三年の条・八月の項。  
天皇、大將軍大伴の連狭手彦をして、兵(つわもの)数万を領  
(ひき)ゐ、高麗を伐たしむ。
- (12) 狭手彦、乃ち百済の計を用ひて、高麗を打ち破る。その王、墜

(かき)を躑えて逃ぐ。狹手彦、遂に勝に乗って以て宮に入り、  
り、尽く珍宝貨路・七織帳(ななえのおりものとはり)・鉄の  
屋を得て、還り来つ。

(9)の一 天皇、遣大將軍大伴連狹手彦、領兵數万、伐于高麗。  
狹手彦、乃用百濟計、打破高麗。其王、踰牆而逃。狹手彦、遂  
乘勝以入宮、尽得珍寶貨路・七織帳・鉄屋、避来。

8 第三十代敏達天皇時代

一、王辰爾の読書力

紀の卷第二十・敏達帝元年の条・五月丙辰(十五日)の項に、  
天皇、高麗の表疏(ふみ)を執って、大臣に授けたまひ、諸  
史(もろもろのふびと)を召し聚(つど)へて、これを讀み  
解かしむ。この時に、諸史たち、三日の内に、みな讀むこと  
能はず。

爰に、船史(ふなのふびと)の祖、王辰爾あり、能く讀み積  
き奉る。これに由って、天皇と大臣と、俱に讚美(たた)へ  
て曰く、勤(いそ)しきかな辰爾、懿(よ)きかな辰爾。  
汝、若し学ぶことを愛(この)まさらましかば、誰か能く讀  
み解かまし。宜しく今より始めて、殿中に近侍(はべ)れと。  
既にして、東(やまと)・西(こうち)の諸史に詔して曰は  
く、汝ら、習ふところの業、何の故にか就らざる。汝ら、衆  
しと雖も、辰爾に及かずと。

また、高麗の上(たてまつ)れる表疏、烏の羽に書けり。  
字、羽のままに黒し。既に識る者なし。辰爾、乃ち、羽を飯  
(いい)の氣に蒸して、帛(ねりぎぬ)を以て羽に印して、  
悉くその字を写す。朝廷(みかどのうち)、悉くこれを異(あ  
や)しみたまふ。

とある。

高麗からの表疏を、大臣はもち論、諸史たちも、三日がかり  
で、而も読解し得なかつたものを、王辰爾は、スラスラと讀み、  
且つ、アッサリと解いたので、その蘊蓄の深い学力に、みな感歎  
敬服し、特に天皇から、讚美・賞揚の辞を賜わつたのである。

なお、王辰爾に関しては、欽明天皇時代の、五、船長への賜姓  
：：の項、特に、その注(2)に詳述してあるが、茲でさらに、  
皇朝史略卷二・敏達天皇の条の、その項を挙げておく。

辰爾は、その先は百濟の人。初め応神天皇の時、使を百濟に  
遣はし、有識者を求めらる。王(百濟王)、その孫「辰孫王」  
を以て、これに應ず。使に随つて入朝し、大いに儒風を聞  
(ひらく)。辰爾はその玄孫なり。

(1) 天皇、執高麗表疏、授於大臣、召衆諸史、令読解之。是時、諸  
史於三日内、皆不能読。

爰、有船史祖王辰爾、能奉読釈。由是、天皇与大臣、俱為讚美  
曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾。汝、若不愛於学、誰能読解。宜從今  
始、近侍殿中。既而詔東・西諸史曰、汝等、所習之業、何故不  
就。汝等雖衆、不及辰爾。

又、高麗上表疏、書于烏羽。字、随羽黒。既無識者。辰爾、乃  
蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉写其字。朝廷、悉異之。

二、津史を任命

同じく紀の敏達帝三年の条・冬十月戊戌(十一日)の項に、

船史(ふなのふびと)王辰爾の弟「牛」に詔して、姓を賜ひ  
て、津史(つのふみびと)となす。

十一月、新羅、使を遣はして、調(みつぎ)を進(たてま)  
つる。

とある。津は船舶の碇泊する所で、船着場(ふなつきば)、即ち  
「港」であるから、津史とは、港の事を掌る官名である。さき  
に、欽明帝の代に、兄の王辰爾は、船の長、即ち「船史」に任せ

られ、今、弟の牛は、港の長、即ち「津吏」に任せられた。要するにこの兄弟は、文筆の才と共に、船舶の事にも通達していたので、この任命を見たものであろう。

(1) 詔給史王長爾弟「牛」、賜姓為津史。十一月、新羅、遣使進調。

### 三、経論・律師等の貢獻

同じく紀の敏達帝六年の条・冬十一月庚午の朔の項に、百済の国王、遣使大別王（おおわけのきみ）らに付（そ）へて、経論若干卷、並びに律師・禪師・比丘尼・咒禁師（しゅこんのし）・造仏工・造寺工の六人を獻る。遂に、難波の大別王寺に安置（はべ）らしむ。

とある。蓋し、仏教がわが国に伝来されたのは、正史上では、わが欽明帝の十三年（五五二）冬十月であつて、これより二十五年を経て、始めて「造仏寺工」が来帰したものに見える。而してこの後、これに伴つて、仏像・仏寺を造るため、各種の技工がわが国に渡来し、さらに続々、他の技術家も来帰したので、もろもろの工芸の發達を見るに至つたのである。

(1) 百済国王、付遣使大別王等、獻経論若干卷、並律師・禪師・比丘尼・咒禁師・造仏工・造寺工六人。遂安置難波大別王寺。

(2) 紀に記されている「仏教伝来」の原文を、左に録しておく。  
 （欽明帝）十三年冬十月、百済聖明王（更名聖王）、遣西部姫氏・達率怒喇斯致契等、献釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干・経論若干卷。別表、讚流通・礼拝・功德云、是法、於諸法中、最為殊勝。難解難入、周公孔子、尚不能知。此法、能生無量無辺福德果報、乃至成弁無上菩提。譬如人懷隨意宝、逐所須用、尽依情。此妙法宝、亦復然。祈願依情、無所乏。且夫、遠自天竺、爰洎三韓、依教奉持、無不尊敬。  
 由是、百済王臣明、謹遣陪臣怒喇斯致契、奉伝帝国。流通識内、果仏所説我法東流。

(3) 敏達帝の六年は、西暦紀元五五七年に当る。

### 四、仏法興隆と尼僧

同じく紀の敏達帝十三年の条・秋九月の項に、百済より来ける鹿深（かふか）の臣（名字を闕く）、弥勒の石像一軀を有てり。佐伯（さえぎ）の連（名字を闕く）、仏像一軀を有てり。

この歳、蘇我の馬子の宿称、その仏像二軀を請ひ、乃ち、鞍部（くらつくり）の村主（すぐり）司馬達等、池辺の直水田（ひた）を遣はし、四方に使して、修行者を訪ひ覓めしむ。ここに唯、播磨の国に、僧の遺俗（かえり）の者、名は高麗の恵便（えひん）を得たり。大臣、乃ち以て師となし、司馬達等の女（むすめ）「島」（しま）を度（いえて）せしむ。

「善信尼」と曰ふ（年十一才）。また、善信尼の弟子二人を度せしむ。その一は、漢人夜菩（やぼ）が女「豊女」（とよめ）、名を「禪藏尼」と曰ふ。その二は、錦織壺（にしごりつぶ）の女「石女」（いしめ）、名を「恵善（えせん）尼」と曰ふ。（壺は、これ都符と云う）

馬子、猶ほ仏法に依つて、三尼を崇敬（いやま）ふ。乃ち三尼を以て、氷田の直と達等とに付（さず）け、衣食を供せしめ、仏殿を宅（いえ）の東方に經營（つくり）り、弥勒の石像を安置し、三尼を屈請（いま）せて、大会（たいえ）の設齋（おがみ）す。云々。

とある。即ち、敏達帝の十三年に、百済より来帰の仏像を請い受け、蘇我の馬子がこれを崇敬し、ここに始めて、仏法が興隆するに至つたといわれているが、而もこの時、多くの帰化人がこれに参加した。殊に、司馬達等の女、ほか二人、計三人の尼僧が出現したのである。

(1) 從百済来「鹿深臣」（闕名字）、有弥勒石像一軀。佐伯連（闕名字）、有仏像一軀。

是歳、蘇我馬子宿禰、請其仏像二軀、乃遣鞍部村主司馬達等、池辺直永田、使於四方、訪覓修行者。於是唯、於播磨国、得僧避俗者、名高麗惠僧。大匠、乃以爲師、令度司馬達等女、島、曰、善信尼(年十一才)。又、度善信尼弟子二人。其一、渡人夜著之女「豊女」、名曰「禪藏尼」。其二、錦織壺之女「石女」、名曰「惠善尼」。(壺、此云都府)

馬子、猶依仏法、崇敬三尼。乃以三尼、付氷田直与達等、令供衣食、經營仏殿於宅東方、安置弥勒石像、屈禮三尼、大会般齋。云々。

(2) 6、第二十六代継体天皇時代・二、仏教の宣布参照。

### 9 第三十二代崇峻天皇時代

#### 一、僧侶工匠等を朝貢

紀の卷第二十一、崇峻帝元年の条に、この歳、百済の国、使、並びに僧惠徳・令斤(りょうこん)・惠寔(えしよく)等を遣はして、仏舍利を献る。百済の国、恩率首信・徳率蓋文(こうもん)・那率福富味身等を遣はして、調を進つる。並びに、仏舍利・僧照律師・令威・惠衆・惠宿・道嚴・令開(りようけ)等、寺工(てらだくみ)太良未太(たらみた)・文賈古子(もんげこし)、鑑盤の博士将徳白味淳(はくめいしゅん)・瓦博士麻奈父奴(まなふぬ)・陽貴文・陵貴文・昔麻帝弥(しゃくまてみ)、画工白加を献る。

とあり、日本紀略にも、同様の事が書かれており、扶桑略記には元年戊申三月、百済の国より「仏舍利」を献る。並びに寺工二人・鑑盤師一人・造瓦師一人・画工一人参来(まゐき)たりとある。

瓦博士というのは、瓦を造る技工である。従来、わが国の建物には、茅(かや)または板葺(いたぶき)であったが、瓦工が来て以来、先ず寺院が瓦葺となつて、茲に、わが建築史上に、一新紀元を開いたわけである。而も、宮殿とか官宅とかなどが瓦葺に改められたのは、第四十一代持統帝の十一年(六九七)からで、一般に瓦葺となつたのは、第四十五代聖武帝の神龜元年(七二四)十一月以降である。

要するに、この時に来日した僧侶・工匠等に依つて、わが国の仏法は、さらに興隆への一歩を進るに至つたのである。

(1) 前篇七・崇峻天皇の条。

(2) 卷の三・崇峻天皇の条。

(3) それは、群書類聚中の「鑑鏡抄」に見えている。

(4) 続日本紀卷第九・聖武帝の神龜元年の条・十一月甲子(八日)の項参照。

#### 二、呉権の渡来

新撰姓氏録の第三卷に、

商長首(あきおさのおびと)は上毛野、同氏多奇波世君の後なり。三世の孫久比、泊瀬部の天皇(證は崇峻)のみ世、呉(くれ)の国に遣はされ、雜宝物等(くさくさのたからものども)を齎らし、天皇に献る。その中に「呉権」(くれのはかり)あり。天皇、勅してこの物を問はる。久比、奏して曰く、呉の国は、万物を懸定するを以て、交易(うりかい)をなさしむ。その名は「波賀理」(はかり)と云ふと。天皇勅して、他人に用ひしむる勿れ、汝これを司れと。

久比の男、宗麻呂は、舒明天皇のみ代、商長の姓を負ふ。云々。

と。また、大日本史の食貨十五に、崇峻帝、上毛野の久比を呉に遣はし、呉の権(はかり)を得、

始めて、物の軽重を定めて交易せり。

その子宗麻呂、舒明帝の時、姓を商長首(あきおさのおびと)と賜ふ。蓋し、交易・估値の事を掌るなり。……

と。また、

崇峻帝の時、始めて呉の權を獲、諸物を懸定し、名づけて「波加里」と曰ふ。これより、權衡の制ありとある。

さて、未開時代の物々交換は、やがて「売買交易」の時代となつた。故に、何物かをもって、物の分量を定めた事であろうが、要するに、度量・權衡に関する記録は、これが始めてである。蓋し、特に「呉權」の記事があるのは、新たに渡来した呉權が、在来の用器に比し、遙かに便宜が多かつたから、これを一般に用いさせるようにしたものであろう。

### 七 郎 山 横

姓氏録の記事中、「他人に用いしむる勿れ、汝これを司れ」と勅せられたのは、上毛野の久比をして、權衡の司とし、商長を命じたものと思われる。

なお、呉權は一斤が百八十匁であつて、陳・隋・唐初の量と同じく、これは、わが大和量と同量で、現在のメートル法施行以前における一斤が、百六十匁であつたのは、唐時代の改正量で、大和量に対して、これを唐量といふのである。

- (1) 左京皇別下・商長首(あきおさのおびと)の項。  
(2) 志八十五・食貨十五・市肆交易・貨幣・度量權衡の項。

### 10 第三十三代推古天皇時代

#### 一、兩僧の帰化

推古帝の時代(五九二—六二八)に入ると、いよいよ仏法が弘流し、寺院が各所に建立せられるようになったが、これに相應するかのように、半島方面から陸統として、僧侶・工匠等が来朝・帰

化して居るのである。

紀の卷第二十二・推古帝三年の条に、

五月戊午の朔、丁卯(十日)、高麗の僧惠慈、帰化す。則ち皇太子、これを師としたまふ。この歳、百済の僧慧聰来けり。

この兩僧、仏教を弘演(ひろ)めて、並びに三宝の棟梁たり。

と。また、同じく紀の四年・冬十一月の項に、この日、惠慈・惠聰の二僧、始めて法興寺に住めり。とあり。さらにまた、扶桑略記卷三・推古帝三年の条にも、

五月、高麗僧惠慈・百済僧惠聰ら来朝す。この兩僧、仏教を弘演し、並びに三宝の棟梁たり。法興寺に住ましむ。ここを以て、件の惠慈、太子の師たり。

とある。高麗の僧惠慈を師として学ばれた皇太子というのは、厩戸(うまやど)の豊聰耳(とよとみみ)の皇子、即ち、聖德太子なのである。太子は、帰仏の心深く、仏法の興隆に終生の努力をせられたほか、十七条憲法の制定に依つて、安民政治の上にも、偉大な足跡を印せられたのである。さて、右の扶桑略記の記述は、書紀の三年と四年との記事を混交記述しているが、それは恐らく、年次を誤まり伝えたものであろう。

- (1) 五月戊午朔、丁卯(十日)、高麗僧惠慈帰化。則皇太子、師之。是歳、百済僧慧聰来之。此兩僧、弘演仏教、並為三宝之棟梁。  
(2) 五月、高麗僧惠慈・百済僧惠聰等来朝。此兩僧、弘演仏教、並為三宝棟梁。令住法興寺。是以件惠慈、為太子師。

#### 二、觀勒に学ぶ

紀の卷第二十二・推古帝十年の条に、

冬十月、百済の僧觀勒来る。仍つて、曆本、及び天文・地理の書、並びに遁甲・方術の書を買れり。この時、書生三四人を選びて、以て觀勒に学び習はしむ。陽胡(やこ)の史の祖

王陳、曆法を習ひ、大友の村主高聰、天文・遁甲を学び、山背の臣日並立、方術を学ぶ。みな学びて以て業を成せり。閏十月、乙亥の朔、己丑(十五日)、高麗の僧、僧隆・雲聰、共に来帰(まいおもむ)けり。

と見えている。これらの僧侶たちは、ただ仏法のみでなく、曆法・天文・地理等、各般の文化的知識を提供した。

なお、ここに「陽胡史」というのは、姓氏録の左京諸蕃上・漢の条を見ると、楊候(やこ)の忌寸と同祖で、隋の煬帝の後、達率楊候阿了王より出づ……となっているが、その、隋の煬帝の後裔云々のことは、信ずるに足らずとしても、かの地よりの帰化人の子孫であったことは、間違いないと思う。

当時、韓半島方面から伝来せられた文化を撰取・展開させた人々の多くは、この種の帰化人であったようである。

なお、観勒は、推古帝の三十二年(六二四)四月、僧尼を監督するために、僧正・僧都等の制を定めた時に、僧正に任ぜられたのである。

(1) 冬十月、百濟僧羅勒來之。仍貢曆本、及天文・地理書、並遁甲・方術之書也。是時、運書生三四人、以傳學習於羅勒矣。陽胡史祖王陳、習曆法。大友村主高聰、学天文・遁甲。山背臣日並立、学方術。皆學以成業。閏十月乙亥朔己丑、高麗僧僧隆・雲聰、共來帰。

### 三、鞍作の鳥への賞賜

同じく推古帝・十三年夏四月の項に、

辛酉の朔、天皇、皇太子・大臣、及び諸王・諸臣に詔して、共同(とも)に誓願を發て、以て始めて、銅鑼丈六の仏像、各々一軀を造らしむ。乃ち、鞍作(くらづくり)の鳥に命せて、仏を造る工(たくみ)となす。この時に、高麗の国の大興王、日本の国の天皇、仏像を造ると聞きて、黄金三百兩を貢

上つる。云々。

と。この「鞍作の鳥」は、百濟から帰化した司馬達等の孫で、仏工の名手である。

次いで、翌十四年夏四月の項には、

乙酉の朔、壬辰(八日)、銅鑼丈六の仏像、並びに造り竟りぬ。この日、丈六の銅像を、元興寺の金堂に坐(す)えんとす。時に仏像、金堂の戸よりも高くして、堂に納むることを得ず。ここにおいて、もろもろの工人たち、議りて曰く、堂の戸を破(こぼ)ちて納めむと。然るに鞍作の鳥は、秀れたる工なるを以て、戸を壊たずして、堂に入ることを得たり。即日(そのひ)、設齋(おがみ)す。ここに、会集(つど)へる人ども、勝けて數ふべからず。この年より、初めて寺ごとに、四月八日・七月十五日、設齋(礼拝)す。

とあり。四月八日は灌仏会(初)、乃ち入仏の縁日であり、七月十五日は盂蘭盆会(初)である。

さらに、翌五月の項に、

甲寅の朔、戊午(五日)、鞍作の鳥に勅して曰はく、朕、内典(ほとけののり)を興隆さんと欲ふ、方に仏刹(てら)を建てんとす。鑿めて舍利を求めし時、汝が祖父司馬達等、便ち舍利を献りぬ。また、国に僧尼なし。ここにおいて、汝が父多須那、橘の豊日の天皇(第三十一代用明帝)のために出家し、仏法を恭しみ敬ふ。また、汝が姨(おば)鳥女、初めて出家して、諸尼の導師として、以て釈教を修行す。

今、朕、丈六の仏像を造りまつらんがために、好き仏像を求めつるに、汝が献れる「仏の本」(仏像を造る図本)、則ち朕が心に合へり。また、仏像を造ること既に訖りて、堂に入ることを得ず、諸々の工人、計ること能はずして、まさに堂の戸を破らんとせり。然るに汝、戸を破らずして、入るこ

とを得たり。これ皆、汝が功(いたわり)なりと。即ち、大仁(だいにん)の位を賜ひ、因つて以て、近江の国坂田郡の、水田二十町を給はる。鳥、この田を以て、天皇のために金剛寺を作る。これ今、南淵(みなぶち)の坂田の尼寺と謂ふ。

とある。即ち、名仏工たる鞍作の鳥は、祖父達等以来の興仏の功を嘉賞せられ、大仁位を賜わり、且つ水田二十町歩を給わつたのである。

(1) 辛酉朔、天皇、詔皇太子・大臣、及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繡丈六佛像各一軀。乃命鞍作鳥、為造仏之工。是時、高麗国大興王、聞日本国天皇、造仏像、貢上黄金三百兩。云々。

(2) 乙酉朔、壬辰、銅繡丈六佛像、並造竟。是日也、丈六仏像、坐於元興寺金堂。時仏像、高於金堂戸、以不得納堂。於是、諸工人等議曰、破堂戸而納之。然、鞍作鳥之秀工、以不壞戸、得入堂。即日設齋。

於是、会集人衆、不可勝数。自是年、初每寺、四月八日・七月十五日設齋。

(3) 甲寅朔、戊午、勅鞍作鳥曰、朕欲興隆内典。方將建仏刹。聖求舍利時、汝祖父司馬達等、便獻舍利。又、於国無僧尼。於是、汝父多須那、為橘豊日天皇出家、恭敬仏法。又、汝姨鳥女、初出家、為諸尼導者、以修行釈教。

今、朕、為造丈六仏、以求好仏像。汝之所獻仏本、則合朕心。又、造仏像既訖、不得入堂、諸工人不能計、以將破堂戸。然汝、不破戸而得入。此皆汝之功也。

即賜大仁位、因以給近江国坂田郡水田二十町焉。鳥、以此田為天皇作金剛寺。是今、謂南淵坂田尼寺。

(4) 第三階位。この時、群臣を十二等に分けて、その冠を給わつたのである。そしてこの冠は、公から賜わつて、尊卑の驗とするのであり、冠即位なので、冠位というのである。

#### 四、遣隋使と帰化人

わが国の使節が、始めて大唐(もろこし)隋へ遣わされたのは、紀に依ると、推古帝の十五年(六〇七)秋七月に、初めて中国と国交を開くに當つて、その第一回遣隋使となつた、大礼小野の妹子である。そしてこの時、正使の妹子に随つて、通事(おき)として入隋した者に、鞍作の福利がいる。福利は、先に述べた鞍作の鳥や、鳥女らの一族であり、また、同帝の三十二年に、僧都に任ぜられた鞍部の徳積(とこつみ)と同様に、梁より来帰したといわれる司馬達等の子孫であろう。

かくて、小野の妹子は、翌十六年夏四月、大唐からの使人たちを従えて帰朝したが、次いで、同年秋九月に、彼等が帰国するに際して、小野の妹子は、復び大使として隋に使してあり、その時の通事(おき)が、やはり先の福利であつた。

そして、妹子に從つて入隋した学生・学問僧は、計八人であつたが、すべて帰化人で、曾て応神の朝に、阿知使主に率ゐられて来日した漢人とか、或いは、雄略の朝に新らしく来朝した新漢人とかなどの、子孫たちであつた。

なお、妹子は十七年秋九月に、大唐から帰朝しているが、通事の福利は、母国に留まつて帰らなかつた。

妹子の、再度の入隋に随行した八人の学生・学僧たちの中には、その後の、わが国の文化史上に、重要な役割を果した有能の士が多かつた。

例えば、南淵の請安は、在隋三十二年間の修学の後、第三十四代舒明帝の十二年(六四〇)十月に帰国したが、中の大兄の皇子や、中臣の鎌足らが、蘇我氏討滅の謀を企てた時、その計画の洩れるのを防ぐべく、儒学を学ぶと称して請安の許に通い、その往復の途中で密議を凝らしたという。要するに、大化改新(六四六)の際、新思想の移入者としての、請安の存在価値は、甚だ大きい



ものといえるのである。

また、高向の玄理も、請安と共に入隋・留学し、請安と共に、在隋三十二年の後、帰国してからは、新思想の輸入者として、また政治顧問として、大化の改新に参与したのである。なお、玄理は、第三十六代孝徳帝の大化二年(六四六)九月、新羅に使い、越えて、同じく孝徳帝の白雉五年(六五四)二月には、遣唐押使として、大使河辺の麻呂・副使葉師恵日らと共に唐に赴いたが、程なく、異域の唐で客死したのである。

(1) 秋七月戊申朔、庚戌(三日)、大乳小野臣妹子遣於大唐、以鞍作福利、為通事。

(2) 夏四月丙午朔、戊午(十三日)、詔曰、夫道人尚犯法、何以誨俗人。故自今已後、任僧正・僧都、仍必檢校僧尼。壬戌(十七日)、以綱勒僧為僧正、以鞍部德積為僧都、即日、以阿曇連(闕名)為法頭。

(3) 小野臣妹子、至自大唐。唐国号妹子臣、曰蘇因高。即大唐使人裴世清・下客十二人、從妹子臣、至於筑紫。遣難波吉師雄成、召大唐客裴世清等、為唐客、更造新館於難波高麗館之上。

(4) 秋九月、辛未朔、乙亥(五日)、饗客等於難波大郡。辛巳(十一日)、唐客裴世清、罷歸。則復、以小野妹子臣為大使、吉士雄成為小使、福利為通事、副于唐客而遣。

(5) 是時、遣於唐国学生、倭漢直(やまとのあたひ)福因・奈羅詔語(ならのおさ)恵明・高向漢人(たかむくのあやひと)玄理・新漢人(いまぎのあやひと)大国・学問僧、新漢人日文(にちもん)・南淵(みなふち)漢人請安・志賀漢人意隠(えいん)・新漢人広齋等、併八人也。是歲、新羅人多化来。

(6) 拙著「上代帰化人考」3、第十五代応神天皇時代・五、阿知使主の帰化……参照。

(7) 3、第二十一代雄略天皇時代……参照。

(8) 秋九月、小野臣妹子、至自大唐。唯、通事福利不来。

(9) (紀の巻第二十三・舒明帝の条) 十二年冬十月、乙丑朔、乙亥(十一日)、大唐学問僧請安・学生高向漢人玄理、伝新羅而至之。仍百濟・新羅朝貢之使、共從來之。

### 五、对新羅關係

紀の推古帝十六年の条の、最後のところに、「この歳、新羅の人多く化来(まいおもむ)く」という記録が見えている。而もこの記載は、これ以上の詳細な記述がないので、どれ程の人員が、どこへ定住したものか、判然としないのである。

推古帝の世においても、韓半島に対する政策上、最も重要であったのは、任那の問題である。

欽明帝の二十三年(五六二)、新羅が任那の官家を滅ぼして以来、たとえわが日本府は退却したとはいえ、日本の伝統的な威力が、相当地に任那の旧地に及んでいたようである。従って、この無言の威圧への、新羅の攻勢に対して、わが国はいよいよ報復の念を高め、討新羅の師を送るに至ったのも、自然の勢いといえよう。即ち、推古帝の八年(六〇〇)には、境部の臣が新羅をうち破つて、結局は、新羅と任那との両国から、朝貢して来たが、叛服常のない新羅は、境部の臣が帰国するや、直ちにまた、任那を侵すという、背信振りであった。

かくてその後、新羅討伐の事が、再三論議せられ、越えて三十一年(六二二)、またも新羅が任那を攻めたのに端を発し、征討の軍がおこされたが、新羅王の降伏に依って、これを服従させたのである。

わが国と新羅との關係は、以上のように、決して平和的なものでなかつた事は、推古帝九年(六〇一)秋九月における、新羅からのスパイ入国事件を見ても、明らかである。即ち、犯人が捕え

られると、直ちに新羅討伐の事が議せられていた。

このような対新羅関係であったから、たとえ「朝貢」が断続的であったとしても、新羅人の集団的な渡来などは、大いに疑問視されるところである。併し、扶桑略記巻の四・推古帝の条には、

十八年庚午、高麗・新羅・任那の人、多く来て入朝す。

と見えている。これは、紀の推古帝十六年の条に、

この歳、新羅人多く化来(まいおもむ)けり。

とあるのと共に、ちよつと首肯し兼ねるものといえよう。

(1) 四、遣隋使と帰化人……の注(5)参照。

(2) 7、第二十九代欽明天皇時代・六、日本府の滅亡……参照。

(3) 八年春二月、新羅与任那相攻。天皇、欲救任那。是歳、命境部臣、為大將軍、以總領臣為副將軍(並闕名)。則將万余衆、為任那擊新羅。於是、直指新羅、以泛海往之。乃到于新羅、攻五城而拔。於是、新羅王懼之、举白旗、到于將軍之麾下、而立割多々羅・素奈羅・非知鬼・委陀・南(ありひし)迦羅・阿羅等六城、以請服。

(4) 爰新羅・任那二国、遣使貢調、乃奏表之曰、天上有神、地有天皇。除是二神、何亦有畏乎。自今以後、不有相攻。且不乾船拖。每歳必朝。則遣使以召還將軍。

(5) 將軍等、至自新羅。即新羅亦侵任那。是歳、新羅伐任那、任那附新羅。於是、天皇將討新羅、謀及大臣、詢于群卿。……率數万衆、以征討新羅。……則發船而渡之。唯(ここに)將軍等、始到任那、而議之欲襲新羅。

(6) 於是、新羅國王、聞軍多至、而予懼之請服。時將軍等、共議以上表之。天皇聽矣。

(7) (紀の推古帝・九年秋九月の項) 辛巳朔、戊子(八日)、新羅之間諜者(うかみひと)迦摩多、到对島。則捕以貢之。流于上野。

六、僧道欣らの漂着

紀の推古帝・十七年夏四月の項に、筑紫の大宰が奏上して、百濟の僧道欣・惠弥を首(はじめ)として一十人・俗人七十五人が、肥後の国葦北の津に泊っていたので、難波の吉士徳麻呂・船史竜の二人を遣わし、彼等に「何の用でやって来たか」と問うたところ、彼等の返答は、こうであった。

百濟王の命で、呉国に使したところ、かの国に乱があつて入国し得ず、本国へ帰還の途次、暴風に逢つて漂流し、日本に漂着してしまつた。

ということであつたから、徳麻呂と竜との二人を彼等に副えて、本国へ送還させた。然るに、対島に到つた時に、道人(修行者)たち十一人は、みな滞留を願ひ出たので、上奏した結果、許可せられ、元興寺に住せしめた。と見えている。

ここに、使をした船史竜というのは、欽明帝の十四年に、船史の姓を賜つた王辰爾の後裔であろう。また、この元興寺というのは、敏達帝の十三年(五八四)に、蘇我の馬子が建立したもので、大和の国高市郡飛島の地に在つたものであり、のちの南都七大寺の一、飛鳥寺の前身とされている。

(1) 夏四月、丁酉朔、庚子(四日)、筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣・惠弥、為首一十人・俗人七十五人、泊于肥後国葦北津。是時、難波吉士徳麻呂・船史竜、以問之曰、何来也。对曰、百濟王遣命以遣於呉国。其国有乱、不得入。更返本郷。忽逢暴風、漂蕩海中。然有大幸。而泊于聖帝之辺境。以欲喜。

(2) 五月丁卯朔、壬午(十六日)、徳麻呂等、復奏之。則返徳麻呂・竜二人、而副百濟人等、送本国。至于对島、以道人等十一人、皆請之欲留。乃上表而留之、因令住元興寺。

七、高麗僧曇徽

紀の推古帝・十八年春三月の項に、高麗王が、僧曇徽・法定の

二人を貢したとあり、さらに、曇徴は五経を知り、また能く彩色・紙墨の技を齎らし、併せて碾磑(みずうす)を造って米を舂いたというが、要するに、みずうすは、スリウスともいい、水力を利用して稲米を舂いたもの。今日の、いわゆる「水車」のことであると思う。そのミズウスを造ったのは、恐らくは、この時が最初であろうといわれる。

(1) 高麗王、貢上信曇徴・法定。曇徴知五経、且能作彩色及紙墨。併造碾磑。蓋、造碾磑、始于是時歟。

#### 八、路子工と味摩之

紀の推古帝・二十年の条を見ると、その年に、百濟から来帰した者がいたが、その人は、面身共にみな斑白であったから、白癩(しらはたけ)白膚)ではないかといわれ、人々から悪まれ、海中の島に捨てられようとしたところ、私の斑皮を悪む者ならば、白斑色の牛馬は、囿中で畜えないうけである。また、自分には小才があつて、山岳を作る能がある。といったので、その辞を聴き棄てず、須弥山の形や、呉橋などを南庭に造らせたりしたので、時人が彼れを「路子工」(みちのこのたくみ)、或いは亦の名を「芝齋麻呂」(しこまろ)と呼んだというが、それは余りにも説話的である。併し、一種の土木技術者であつたかも知れない。

また、同年に、百濟の人味摩之(みまし)が帰化して、呉に学び、伎楽舞(くれのうたまい)を得たというので、彼れを大和の桜井の地に安住させ、年少者たちを集めて、伎楽舞の講習所を開かせたが、彼れに就いて、本格的に学んだ者は、真野の首(おびと)弟子・新漢齊文(いまきのあやのさも)の二人だけで、これが当時の、大市首(おおいちのおびと)・辟田(さきた)の首らの祖である。とされている。

(1) 是歳、自百濟國、有化來者。其面身、皆斑白、若若白癩者乎。惡其異於人、欲棄海中島。然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛

馬、不可畜於囿中。亦臣有小才。能構山岳之形。其留臣而用、則為囿有利。何至之弄海島耶。

於是、聽其辭以不棄。仍令構須弥山形、及吳橋於南庭。時人、号其人曰「路子工」、亦名芝齋麻呂。

(2) 又、百濟人味摩之帰化。曰、學于吳、得「伎楽舞」。則安置桜井。而集少年、令習伎楽舞。於是、真野首弟子・新漢齊文二人、習之佐其舞。此、今大市首・辟田首等祖也。

#### 九、掖玖人の来帰

推古帝の二十四年(六一六)三月、掖玖(やく)の人三人が帰化し、続いて夏五月に七人、秋七月に二十人と、先後併せて計三十人が来帰したのを、みな朴井(えのい)に安置(はべ)らしめたが、未だ還るに及ばずして、全員死亡した：と、紀に記されている。

この「掖玖」(または夜句・夜久)とは、谷川士清の通証に依ると、

周田百二十六里。薩摩国南多嶽島の西に在り。

と記している。即ち、今の沖繩である。併し、木宮泰彦氏の説では、大隅諸島中の「屋久島」である。としている。

いずれにしても、京畿を余り遠く離れない九州南方洋上の一小島であり、その当時、直接の交渉があつたとは考えられないから、彼等の来帰も、恐らくは海路を失い、漂着したものと察せられるのである。即ち、同じく推古帝の二十八年秋八月には、掖玖の人二人が、伊豆の島に流れ来たたとある。

また、次の第三十四代舒明帝の元年、夏四月には、田部の連を掖玖に遣わされ、翌二年九月に帰朝したと見えており、さらに、その翌三年(六三三)春二月には、掖玖の人が帰化したとある。

併し、このように舒明紀に見えているが、それ以上の記述がないから、真偽の程は不明確である。

(1) 二十四年春正月、桃李夷之。三月、掖玖人三口帰化。夏五月、夜句人七口来之。秋七月、亦掖玖人二十口来之。先後併三十人、皆安寓於朴井。未及還、皆死焉。

(2) 日支交通史・日宋關係・日本民族と海洋思想・日華文化交流史、…等の著者。

(3) 二十八年秋八月、掖玖人二口、流来於伊豆島。

(4) 元年(舒明帝)夏四月、辛未朔、遣田部連(關名)於掖玖。

(5) 二年九月、是月田部連等、至自掖玖。

(6) 三年春二月、辛卯朔、庚子(十日)、掖玖人帰化。

### 一〇、俘虜を献上

当時、中国を統一していた隋(五八一―六一九)は、頻りに大軍を動かして、四夷を討伐していたが、煬帝の八年(六一二)・わが推古帝二十年(七月、高麗における征討軍は、大敗を喫したのである。そして高麗は、この時の勝戦で得た俘虜や戦利品を、わが國に献じて来た。それは、紀の推古帝・二十六年の条に記されている。

(1) 秋八月、癸酉朔、高麗、遣使貢方物(くにつもの)。因以言、

隋煬帝興三十万衆攻我。返之為我所破。故貢献俘虜貞公・普通

二人、及鼓・笛・弩(おおもみ)・抛(はじき)石之類十物

並土物・駱駝一疋。

即ち、貢献物にも諸種のものがあるが、この度は、隋の部将一人と兵士二人、それに兵具を主とし、地方の産物に、さらに駱駝一疋というのであるから、ちょっと目先が違って珍らしい。

### 一一、聖徳太子と僧惠慈

厩戸の皇子、即ち聖徳太子の事蹟に関しては、種々と奇怪なことが伝わっている。例えば、その母、穴穗部間人皇后が、厩舎の戸口で太子を産んだところから、厩戸(うまやど)の名が起ったとか、頗る聰明であったために、豊聰耳(とよさとみみ)の名が

生じた。などという。そして、その生没年月日に就いても、異説があるのであるが、就中、没年は一般に、法隆寺釈迦佛像造記、及び繡帳文に本づいて、推古帝の三十年(六二二)二月二十二日としている。

併し、日本書紀では、太子の薨去をその前年、即ち、推古帝の二十九年二月五日、斑鳩(いかるが)の宮で薨せられたと、二十九年春二月、己丑の朔、癸巳(五日)の項に記述している。

要するに太子の死で、わが國、上代文化史上最大の師表を失ったのである。紀では、この時の、わが諸王・諸臣、及び天下の百姓は、長老・少幼・男女をとわず、國を挙げての大きな悲しみであった。といっている。

太子は、その幼い頃から、既に仏に皈依しており、推古帝の三年(五九五)五月に、高麗から帰化した僧惠慈を師として、五戒を受けたのであるが、太子の薨去を聞いた惠慈の悲歎は一方でなく、特に、太子のために設齋し、且つ、來年の二月五日を以て必ず死し、太子に浄土で遇い、共に衆生を化せん…と誓い、果してその言の如く、その日に死んだので、時の人は異口同音に、独り、太子が聖たるのみでなく、惠慈もまた聖であると、称揚したとのことである。

(1) 二十九年春二月、己丑朔、癸巳(五日)、半夜、厩戸豊聰耳皇子命、薨于斑鳩宮。

(2) 是時、諸王・諸臣、及天下百姓、悉長老如失愛兒、而塩酢之味、

在口不嘗。少幼者、如亡慈父母、以哭泣之声、滿於行路。乃耕

夫止輟、春女不杵。皆曰、日月失輝、天地既崩。自今以後、誰

特哉。是月、葬上宮太子於磯長陵。

(3) 10、第三十三代推古天皇時代・一、阿僧の帰化…参照。

(4) 当此時、高麗僧惠慈、聞上宮皇太子薨、以大悲之、為皇太子、請僧而設齋。仍親說經之日、誓願曰、於日本國有聖人、曰上宮

豊聰耳皇子。固天攸統。以玄聖之德、生日本之國。苞賈三統、窺先聖之宏猷、恭敬三宝、敬黎元之厄。是矣太聖也。  
 今、太子既薨之。我雖異國、心在斷金。某独立之、有何益矣。我以來年二月五日必死。因以遇上宮太子於淨土、以共化衆生。於是、惠慈当于期日而死之。是以、時人之彼此、共言、其独非上宮太子之聖、惠慈亦聖也。

二、仏教文化と帰化僧

当時の文化は、仏教を中心としたものであった。欽明帝の十三年(五五二)冬十月に、百済の聖明王から、仏像・経論が献せられて以来、僅かに半世紀余りで、わが仏教文化は、國の朝野に深く浸透し、日本思想史上、特筆すべき大いなる勢力の基礎を作ったのである。

既に述べたように、推古帝の三十二年(六二四)夏四月戊午(十三日)には、百済からの帰化僧觀勒が僧正に、司馬達等の裔といわれる鞍部の德積が僧都に、また、阿曇(あずみ)の連が法頭に、それぞれ任ぜられて、僧尼を監せしめられたというが、さらに紀に依ると、この時に当って、全国の寺及び僧・尼の数は、次のようであった。

- 寺院——四十六か所
- 僧侶——八百六十八人
- 尼僧——五百六十九人

もち論、僧侶の中には、帰化僧を含めており、尼僧との計が、一千三百八十五人と記されている。以て、仏法隆昌の事情を察知し得ると同時に、約一千四百人という、それら全国の僧尼を統領し、法務を網持する最上級の僧官が「僧正」であり、而も、わが国における僧官・僧位の制度が生れた、最初の僧正となった百済の帰化僧、觀勒が、その、いわゆる法務網持の最高監察者としての、責任を与えられたという点から考えても、帰化人の、わが

仏教文化への寄与は、偉大なるものがある事を忘れてはならぬ。

その翌年、即ち、推古帝の三十三年、春正月壬申の朔、戊寅(七日)には、高麗王から、僧惠灌を買って来たが、惠灌は同年の夏、天下が旱魃に苦しめられていた時、大雨を降らせたので、その功に依り、擢んで、僧正に任ぜられたという。

(1) 紀の推古帝・三十三年春正月の項。

壬申朔、戊寅(七日)、高麗王、貢僧惠灌。仍任僧正。

(2) 元亨釈書卷第一・伝智一之一・高麗惠灌の項。

釈慧灌、高麗國人。入隋、受嘉祥吉藏三論之旨、推古三十有三年、乙酉春正月、本國貢來。勅住元興寺。其夏天下大旱。詔灌祈雨。灌、著青衣、講三論。大雨便下。上大悅、擢為僧正。後、於内州創井上寺、弘三論宗。

元亨釈書卷第二十・資治表一・推古皇帝・三十有三年の項。

春正月、高麗國、貢沙門慧灌。夏、釈慧灌、釋僧正。

三十三年夏旱。詔慧灌法雲。甘雨大注。帝悅任僧正。云々。